

第六十一回
国会

参議院社会労働委員会会議録第二十六号

昭和四十四年六月二十四日(火曜日)

午後一時二十七分開会

委員の異動

六月二十一日

兼任

中沢伊登子君

補欠選任

瓜生 清君

六月二十三日

兼任

阿具根 登君

補欠選任

上田 哲君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

吉田忠三郎君

上原 正吉君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

黒木 利克君

塩見 俊二君

玉置 和郎君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

小野 明君

中村 英男君

藤原 道子君

渋谷 邦彦君

瓜生 清君

国務大臣

厚生 大臣

斎藤 昇君

政府委員

厚生省公衆衛生局長

厚生省業務局長

厚生省児童家庭局長

厚生省援護局長

事務局側

兼任委員会専門員

説明員

総理府特別地域連絡局援助業務課長

厚生省業務局細菌製剤課長

村中 俊明君

坂元貞一郎君

渥美 節夫君

実本 博次君

中原 武夫君

岸 良明君

山中 和君

本日の会議に付した案件

○出産手当法案(藤原道子君外一名発議)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査(血液に関する件)

(沖縄の風疹障害児対策に関する件)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、中沢伊登子君が委員を辞任され、その補欠として瓜生清君が選任されました。

また、昨二十三日、阿具根登君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) 出産手当法案(参第三号)を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

本日ところ、別に御発言もないようですから、本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(吉田忠三郎君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○上林繁次郎君 今次大戦において、わが国は相対的な人的、物的にも被害を受けたわけですが、そこで、その被害の状況について、まず軍人、軍属あるいは準軍属、一般邦人、こういうのを対象にして、その死傷者数、これらをまず明らかにしたい。ただきたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) 今次の大戦におきます人的被害につきましては、日華事変以後終戦に至りますまでの間に軍人、軍属で死亡された方が約二百万人、それから一般の邦人まで加えまして約二百七十万人でございます。それから傷害者が軍人、軍属関係で約二十四万でございますが、一般に入れますと約五十万というふうな数字になっております。なお、終戦時におきます傷病者でその後死亡した者が約三十万人ありますので、これを先ほどの数字に加えますと、今次大戦の死亡者は、総計約三百万というふうな数字になっております。

○上林繁次郎君 数のほうは大体三百万と、こういうことですが、そうしますと、その三百万の戦没者のうち軍人、軍属あるいは準軍属、一般邦人、これらの法律等によって援護の措置を受けている数、それはやはり四つに分けなければいけません。分けた状態の中でそれぞれどのくらいあるのか。

○政府委員(実本博次君) 昭和四十四年の四月までに軍人、軍属にかかります御遺族の年金、それから弔慰金の裁定、その件数は恩給も含めまして、約二百十五万件になっております。それから

準軍属関係の遺族給付金、あるいは弔慰金の裁定件数、これが約十一万件になっておりまして、こういう人たちに對しましては、恩給法、あるいは戦傷病者戦没者遺族等援護法での処遇がなされておるところでございます。それ以外の身分関係のございせん、あるいは動員学徒とか、徴用工のように、国家から特殊の命令、規制を受けなかった一般の邦人の方々ににつきましては、そういう人の処遇はそれ自体として何らいたしていない状況でございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、まあ相当な数が未処遇で、その対象になる人たちは相当あるわけです。それらの方たちに対する今後の援護措置、こういった問題についてどういふ考え方を持っておるのか、その点ひとつ……。

○政府委員(実本博次君) いま申し上げました人たちの中で、軍人、軍属、あるいは準軍属というふうな、国との間に一定の身分関係、または、一定の権力関係の中で犠牲になられた方々につきましては、主として戦傷病者戦没者遺族等援護法、または恩給法によりまして処遇をいたしてまいっております。やはりなおいろいろな条件の障害があつて処遇がされていないというふうな方々につきましては、援護法の問題といたしまして、学識経験者からなります援護問題懇談会というものを、一昨年の十月以来、厚生大臣の事実上の諮問機関としてお願いいたしました。その懇談会におきまして、そういういわゆる援護法上の未処遇者をどういふふうに処遇すべきかというふうな御意見を承っております。ところでございまして、今年度におきましても、そういう懇談会の未処遇問題の御意見をいただいたものの中から、旧防空法の防空監視隊員を準軍属として処遇をする、あるいは勤務に関連する傷病によりまして死亡いたしました被徴用者等の

遺族に遺族給与金を支給する等の措置を講じるのといたしておるわけでございます。この懇談会からは、すでに十五項目についてそういう処遇の措置の御意見をいただいております、いま申し上げましたような問題につきましては、さっそくこの援護法の改正あるいは恩給法の改正ということで、この国会に一部改正の御審議をいただいておりますわけでございますが、そのほか、まだ御意見をいただいております、これからまだ処遇をしていかなければならぬという問題も相当ございます。それからまた、先ほどの十五項目以外にも、なお数項目につきましてそういう未処遇問題の意見を徴しておる向きもございまして、そういう事項に關します御意見が出てまいりましたら、これはその意見に従いましてそれぞれの処遇をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○上林繁次郎君 準軍属までは援護の対象になってきておるわけですね。そこで、一般邦人の場合ですが、これは全然何にも考えられておらないのかどうか。いままでの状態からいえば、これは何にも考えられておらない、こう言っているのじゃないかと思ひますが、一般邦人についても、当時の状況を考えれば、当然準軍属とみなされる、そういう対象者がおるわけですから、当時は一億一心で全員があの戦争に参加しておつた、こう考えていいと思ひます。そうなりますと、やはり一般邦人に対しては何にも考えられないということであれば、これは片手落ちじゃないか、こういうような感じがするわけですが、そういう点について一般邦人の問題についてはどのような考え方を持っておられるか、この点ひとつお答え願ひたい。

○政府委員(実本博次君) 一般邦人の場合には、一般の邦人がその傷害によりまして、あるいはその災害によりまして、非常に大きな打撃を受けているという、その打撃の多い者につきましては、たとえば長年海外で養つてきた生活地盤を一挙に失つて内地へ引き揚げてこられ、内地では生活の

根のないところへ、荒廃した終戦直後の内地に、根なし草でやつてこられた一般邦人たる引き揚げ者、こういう方々に対しましては、引き揚げ者の応急援護ということで事実上の援護措置をやり、あるいは引き揚げ者の給付金の支給法というものを三十四年に制定いたしまして、引き揚げ者の更生援護のためにそういう立法措置をした経過がございますが、それ以外の一般戦災者として申しますか、一般のそういう戦争犠牲者につきましては、その持つてゐるニードそのものが、そういう手を差し伸べるというふうなところまでまいっていないといういままでの認識で推移してまいつておるわけでございます。現在一般の戦災者の方々の中で、たとえば原爆被爆者という方々に対しましては、これは身分関係も、国家の規制関係もない方々の戦争犠牲者の最も痛ましい犠牲者のグループでございますが、これらに対しましては、先生も御承知のように、三十四年に原爆の被爆者の特別医療の法律がございまして、そういう方々の持つておられます特殊のニードを満たすための措置もつとてまいつたという経緯もございまして、しかしながら、いま申し上げたようなケースを別といたしまして、一般的に身分のなかつた、あるいは特別の規制を受けなかつた一般の戦争犠牲者というもののについては、それほどの措置をするというふうな認識でなくて推移してまいつておる現状でございます。

○上林繁次郎君 いろいろとお話しになりましたけれども、たとえば原爆被爆者に対しての援護はあつたわけですね。たまたまそれが原爆という特殊な爆弾が使われた、その後の状態も非常に毒な状態である、そういうようなところから、これは特別にそういうことが考えられてきた。ところが、傷を受けた立場というものは、これは原爆であろうが、普通の爆弾であろうが、これは変わりはないわけですが、受けたほうの身にすれば、いままおそのときの古傷が残つておつて、それで悩まされておるような人もおると思ひます。そのほか、ケースとしてはいろいろあるケースがあると思う。

当然そういうことを考えたときには、一般の邦人に対する援護という、こういう問題は当然私は考えられていいと、こう思ふのです。そういう立場で、この問題処理については、内閣にたとえば審議会のような機関を設けて、そして落ちこぼれのないうちに、言うならば、だんだん社会保障的な性格を持ち出しておるというわけですが、援護法というものが、だから、そういう立場で、落ちこぼれのないうちにこれはしていくべきである、こういうふうな考え方を考へておるか、そういう考へ方があるかどうかという点についてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) 先生のいまのお話、一般の戦災者の方々のような方々に対する援護の考へ方がどうかというふうなお話でございますが、先ほどから申し上げておりますように、そういう犠牲の結果、その持つておられるニードが非常に大きなものだものである、それと一つは、その犠牲に対してやはり国としてある一定の補償をしなければならぬというケースであるというふうな立場にあるものにつきましては、なおこれからという方々についての処遇を考へていかなければならないのじゃないか。それからそれはどのニードもない、それからそれはどの国として相対的に補償の対象として考えなくてもいいのじゃないか、むしろそれよりは一般の社会保障制度なり、社会福祉制度の充実によつてそういう人たちの処遇を考へていくべきではないか。たとえば戦災を受けたれて手足をなくされたというふうな障害者については、一般の身体障害者福祉対策というものを充実していくことによつてそういう人たちの更生をはかる、あるいは援護をはかつていくというふうな線で考へていくのではないかと、こういうふうな、二つのグループに分けて整理していつてはどうかというふうな考へておられます、先生の御指摘のような方法で今後考へていかなければならぬといつても、必ずしも厚生省だけの所管として考へるべきではない、一般的な犠牲者の対策とい

うものは、やはりお話のように、そういうものを整理してしまつて審議会のようなものがあれば、そういうところで審議していただきたいというふうな考へておるわけでございます。

○上林繁次郎君 いずれにしても、いまま申し上げたように原爆被爆者にしても、また一般の、何といひますかね、普通の爆弾です、こういうもので傷つた、あるいはまた命を失つたという状態は、いわゆる命を断たれたという状態は、それは原爆であらうと何だらうと同じですが、そういう立場からいへば、これはやはりそこに手が延びてしかるべきじゃないかと、こういうこととんで、考へ方としては、問題は、真剣に国のほうがそういう問題を取り上げ、考へていくかどうか、その姿勢があるかどうかということ、先ほどお尋ねしておるわけですが、あるとすれば、そういう落ちこぼれのないうちに、審議会等、そういう制度をつくつて、その中で検討をしていく。もちろん、いまあなたのおっしゃつたように、社会保障的な面からの考へ方といひますか、そういう面からの救済という方法もあるでしょう。いろいろあると思うのです。とにかく戦争によつて被害を受けたという方々が、何の手も伸ばされないうちに、そのまま放置されておるというところは非常に気の毒である。そういう点を私は強調しておるわけですが、その点をもっと明確にして、落ちこぼれのないうちに、そういう制度、機関というものをつくつていくべきであるといふことを先ほどから言つておるわけです。そういうことはつきりした考へ方をお持ちなのかどうかということをお尋ねしておるわけですね。

○政府委員(実本博次君) 一般戦災者につきましては、いま先生のお示しのような、戦後二十数年たった現在において、どういうふうな処遇の締めくくりをするかというところは、非常に重要なことである。したがつて、そういうふうな観点からの対象の整理あるいはその処遇の選り方というものは、つきりこの際整理して、一つの処方せんが得られれば、その処方せんに従つて措置をしていくべきで

あるというふうに考えておるところでござい

○上林繁次郎君 では、先に進みますが、ちよつと問題が具体的になります。たとえば西独の戦争犠牲者——同じような条件にあるわけでございすけれども、ここでは、たとえば親を扶養していた子供さんがいたが、その子供さんがなくなった。しかもその親御さんが現在困窮をしておると、まあいろいろの形が私はあると思うのですけれども、そういった対象に対しては、特別に親年金といひますか、そういったものが支給されておる、こういうふう聞いておりますけれども、日本の場合にはその辺のところ配偶者というものにちよつと、ちよつというよりも相当重きを置いておる。そういう親に対する処遇が配偶者から比べるとずっと低い、こういうことが言えるわけでは。そこで、やはり西独のような親年金、こういうようなものをやはり早急につくってあげるべきではないかというふうに思うわけでは。こういうものについてどのような考え方を持っておりますか。

○政府委員(実本博次君) お話のように、手元にあります資料によりまして、同じ敗戦国である西ドイツの戦争犠牲者に関する援護の法律の中での処遇といたしまして、戦没者一柱について、妻がある場合には妻に年金を、それから父母がある場合には父母に、やはり妻とほとんど同額の年金が支給されるというふうになっておるわけでございます。その点、確かにドイツのほうが進んでおります。わが国の恩給法におきまして公務扶助料、また遺族援護法におきまして遺族年金につきましては、妻がおります場合の戦没者につきましては、妻に主たる年金がまいります。恩給法の場合には妻に年金がまいりまして、あと父母がおります場合は、妻と生計を同一にしておられる父母に年間一人四千八百円の加給金というものを差し上げておるにすぎないわけでございます。これも、妻と生計をともしない、別居しているという父母の場合には何らそういう措置がとられない。それから、援護法の遺族年金におきまして

は若干様子が違っております。妻に主たる年金がまいりまして、父母がおります場合には生計同一関係でなくとも、父母に対する後順位の年金——加給金ではなくて年金がまいるしかけになっております。この辺は若干西ドイツの——援護法は、御承知のように、あとからできた法律でございすので、ドイツのその制度をまねしたわけでございますが、ただしその年金の後順位の年金が非常に低い。年間五千円、こういうふうな状況でございまして、この点確かに、特に遺族が老齢化してまいっております現状におきましては、妻の年金のほかに父母というものについての処遇の方法もいまいし考えるべき筋合いの状態になってきておるのじゃないかというふうに思われるわけでございますので、最近、すべての子供をなくされた父母については特別給付金を差し上げる等の措置もやっておりますが、父母の老齢化あるいは家族関係の変化等を考慮いたしまして、先生のいまのお話にもございましたことも勘案いたしまして、今後やはり父母に対する処遇を検討していかねばならないのじゃないかというふうに考えておるところでございす。

○上林繁次郎君 これはまだ同一家族の場合にはいいです。しかし、御承知のように、時代が変わつてまいりまして、核家族時代になってきたといわれておるわけでは。だんだん親のめんどろをみるという傾向が薄れてきておる。そういう時代には、やはりこういう親年金などというものは適切な処置ではないか、こう思うわけでは。ですから、やはりこの問題については、相当突っ込んで検討する必要があるのじゃないか、こう思うわけでは。こまかい点はいろいろ聞いてみたいと思ひますけれども、きょうはそれだけにしておきます。

また、次に進みますが、昭和三十八年四月一日までの戦没者、その妻に対して特別給付金が支給されたことがございます。それはいま申し上げたように、昭和三十八年四月一日までの戦没者の妻が対象になっております。三十八年四月二日以

降の戦没者の妻に対しては何らのこういう処置がとられていない。このときには二十万円ですが、支給されておるのです。その後全然そういう処置がとられていないわけでありまして、そうなつてくると、非常に不公平ではないか、こういうふうな方向にこういう問題を進めていくお考えか、その点ひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) お話のように、昭和三十八年の十月現在で戦没者の妻であられる方にその特別の御心労を慰謝申し上げるという趣旨で二十万円の特別給付金を差し上げる立法をいたしたわけでございますが、それはその時点で——昭和三十八年の十月の時点でそういう状態であられる方についての特別の慰謝を申し上げた、こういうことになっておりますので、その後の時点でまたそういうふうな必要が生じた場合においてはその処置をするということが適當であると考へられまゐるものでございすから、その後のものにつきましては、その時期を考へて処置をすることにしたしておるわけでございます。ただ、お話のように、その後であるうと、戦没者の妻であるうと、その法律上の資格を取られた方には、その前にそういう状態になられた方と同一にすべきではないかという御意見も十分意味があることでございすので、そういうことも勘案いたしまして、ある時点でまたそういう処置をすべきではないかというふうに、現在のところ考へておる次第でございます。

○上林繁次郎君 ちよつとあとのほうがわからなかつたのですがね。

○政府委員(実本博次君) そういう一つの時点でそういう必要があるかどうかという判断をすべきであるというふうに考へておる次第でございます。

○上林繁次郎君 その時点でということですか。

○政府委員(実本博次君) 昭和三十八年の十月現在で考へたその時点でとっておる処置は、それ

でもう完結したい。ですから、その後またそういう一定の、たとえば終戦後三十年になったときの現在において、またそういうことを考へる必要があるかどうかということを、その時点で立つて検討すべきではないか、こういうふうに考へておる次第でございます。

○上林繁次郎君 これは昭和三十八年です。それから、それからもうすでに六年経過しているわけですね。もしそういう考へがあるとして、年数の上からいってもこの辺でそういう検討をする必要があるのじゃないか。これはもう支給されていなくてすれば別といたしまして、すでにそういう前例があるわけでは。ですから、そういう問題について、やはり大きい期待を持っていらつしやる方たちも相当多いのじゃないか、こう思うわけでは。そういう問題は、前例がある以上、やはり今後も続けてこれは考へていくべきである、こういうふうに思うわけでは。時代の變遷によつて、またいろいろな情勢の變化によつて、こういう理由によつてもうそういう必要がないのだというはつきりしたものがあるならば、当然この前例にならつて私はいはばこれをまたあらためて機会を見て実施すべきである、こういうふうに考へるのですが、その辺のいゝゆる考へ方ですね、はつきりしたものがあるのかないのかということ。考へてみますと、これは、なるかならないかわからないわけではけれども、国のほうとしては、そういうふうにしていききたい、そういう方向に持っていきたいのだ、こういうふうな積極的な姿勢を持っておるかどうか。そういう点を聞いておきたいのです。

○國務大臣(斎藤昇君) ただいまの問題につきましては、昭和三十八年に、妻に対する特別給付金、一時金を国会において審議をしてもらつて出したわけでありまして、そのときの提案理由の説明はどうなつておつたか存じませんが、よく私は調べてみたいと思ひますが、当時の私たちの感覚といたしましては、とにかく戦後二十年近くも——當時はまだ妻に対する給付金といひますか、

遺族扶助料その他も非常に低い。しかも若い身空で戦後の非常に困難なときによく子供や家族をかかえて、そしてやってこられた。まあその苦労に報いようという意味が私は非常に大きかったと、かように思います。したがって、その後、病気で倒れた主人がなくなれた場合に、やはり同様に一時給付金を出すべきだという考えではなかったのじゃないかと私は思っております。あります。一時給付金はこれつきり——それは戦後のあの非常に苦しいときに、若い身空で十何年も子供をかかえて、そしてよくやってこられたという、そういったあれが一時給付金という形になったと、かように私は国会審議の際に理解をしておたわけでございますので、したがっていま援護局長の申ししますように、そういった機運が出てまいればまた格別でございますが、ただいまのところ、あの一時給付金を三十八年以降に戦傷病のためになくなれた人に対してどうするかということは、考えていないと申し上げるほうが私は率直だと思っております。したがって、あまり期待を持っていただかないほうがいいのではないかと、かように思います。

○上林繁次郎君 それじゃ、大臣がいまそういうような意味で、二十年間なら二十年間という長い間子供をかかえて苦勞してきた、だからそういった苦労に報いるためにこの措置が考えられた、こういうことなんです。それなら、戦争が終わった時点というのは昭和二十年ですよ。それから今日、いまなお最近までその戦争で傷つた夫をかかえておった人があるとするならば、その人のほうがよほど私は苦勞が大きいと思います。ですから、いま大臣の言ったような理由は、私は成り立たないと思います。昭和二十年に終戦になって、そして三十八年を限度として、それまでに戦没した人たちが、こういうわけでしょう。その人たちの奥さんたちが子供をかかえて苦勞をなさった、たいへんな時代に。こういうわけでしょう。その時代を経て、いまなおそういう戦争で傷つた夫をかかえて苦しんでおる人、また最近まで

それをかかえておったという方たちは、私はもともとその苦労に報いてあげるべきじゃないか。大臣がいま言ったような、そういう意味のものと措置がとられたというならば、私はそう言いたい、こういうわけなんです。ですから、その辺のところは、そういう理屈でなくて、もう少し突っ込んでお考えを願いたい、こういうふうにするのです。これに対しては答えていただく必要はありませんが、そういう考えを持っているわけ

それでは、先に進みます。御承知のことと思いますけれども、ことしの五月三日付で朝日新聞に掲載された敵前逃亡という問題がございました。この問題につきまして、経過といたしまして、これをひとつ詳しく御説明を願いたい、こう思います。

○政府委員(実本博次君) お尋ねの敵前逃亡のケースは、吉池製炭次という方の御遺族から、援護法の四条二項の問題として、さきに敵前逃亡で処刑された、これは公務上の死亡でないから年金は差し上げられないといつて二十八年に却下いたしました国の措置に對しまして、いまのような四条二項の適用ができるはずじゃないかということとで異議の申し立てが出てまいったわけでございます。その異議の申し立てが厚生省にまいりましたのが昭和三十四年でございまして、その申し立ての事項で敵前逃亡で死刑、処刑されたといつて、それが、敵前逃亡だといふ事実について、たとえば、そういう処刑をした裁判記録がないじゃないかというふうな訴えの事項がございました。それにつきまして、厚生省といたしましては、そういう一連の戦争裁判の記録あるいはその関係書類といふものの調査をずっと続けてまいったわけでございますが、それともう一方、そういった書類上の問題と同時に、当時の関係者あるいは同僚の方あるいは上官の方々といつたような人々からのいろいろな事情聴取をしてまいったわけでございますが、それが大体四十一年一ぱいまでかかりま

して、その結果、敵前逃亡による処刑が公簿上の誤りであったといふような積極的事由も発見できませんし、かつ、また申し立てが事実であるという傍証も得られなかったわけでございますが、しかし、とにかく全部の調査を大体概したし、その調査の結果を付しまして、この不服の問題を処理する場合には、必ずかけなければならぬ厚生大臣の諮問機関である援護審査会というところに、いまその諮問をするための準備をいたしまして現在に至っている、こういうところでございます。

○上林繁次郎君 これはその異議の申し立てがあつて、十五年くらいたつておるのじゃないですか。少し長過ぎると思うのです、その辺が。はたしてこれではんとうに結論を出す自信があるのか。あまりにも長過ぎる、そういう疑問を抱かざるを得ないのですが、この辺はどうでしょう。

○政府委員(実本博次君) これは地元のいろいろな県との関係その他で、書類整備というふうなことで、現実には厚生省の援護局にまいりましたのが三十四年でございまして、ちょうど十年ということでございますが、その間、先ほど申し上げましたような非常にむずかしい記録の調査ということとで、あるいは関係者からの事情聴取というふうなことで時間がかかったわけでございます。まあ先ほど申し上げましたように、いろいろ調査をやつてみましたが、結局は、最初の敵前逃亡であるといふ軍法会議の判決によつて処刑されたんだという公簿が誤りであるといふことがはっきりと積極的なあかしが発見できなかったわけでございます。これは先生も御存じのように、全部戦死者につきましては、どこまでどうにかつこうで戦死をされた、なくなれたといふふうな、当時のその人たちが属していた連隊からの死亡者連名簿といふものが全部元帳に備わっておりまして、その元帳の中にそういう敵前逃亡で処刑されたといふふうな記録がございまして、ございまして、その、その積極的に誤りであったといふあかしが

立たなかったわけでございます。その辺のところ時間がかかったわけでございますが、それともう一つは、いろいろ関係者からの事情聴取といふものも、傍証もつてみたわけでございますが、それもはっきりしたきめ手が出てこなかった。こういうことで、普通なら原処分どうにもならぬという判定が出るところでございまして、まあ、しかしそれは一応形式的に資料の上での調査ということで、できるものを全部網羅して、やはりそういうものの最後の判断をつける援護審査会にかつてその判定を受ける、そういう手続を経て結論を出してまいりたい。そこではどちらかに結論が出るということになるわけでございますから、その諮問の準備をいたしておるところでございます。

○上林繁次郎君 いまあなたがおっしゃったように連名簿ですね。連名簿を否定するだけの強固な根拠、それがない。そういうお話だったですね。もし、それがない場合には、そのまゝいままで判定されたとおりに処置していく以外にない、こう考えているのか、あるいはまた十年なら十年の長い間に、厚生省は調査の結果何らかの救済といひますか、そういう処置を考えておるのか、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(実本博次君) これは、あくまで恩給法にいたしましたも、援護法にいたしましたも、そのなくなつた方が公務の遂行上の死亡あるいは傷害といふふうな条件が絶対条件になつておりまして、そういう意味でこの敵前逃亡、処刑といふことが、一応その死亡者連名簿の記録上はつきりいたしておる。それをくつがえすだけの有力な資料がないということになりますれば、やはり援護法上ではあるいは恩給法上ではどうにも処分のしようがないという結論になるわけでございますが、そのいまある死亡者連名簿の記載が誤りであるかどうかといふことについてのきめ手になるような反証が、十年間やつたけれども、あがってこなかったのですけれども、さればといって、いま一番われわれのほうでも、この援護審査会がど

ういうふうな判断されるかという疑問を持っておられます。そのもとで裁判記録というものがなくなっている。そういう問題が一つございまして、それをどう判断するかというふうなこともございまして、そこら辺が一つの形式的な審査の上での疑問点である。援護審査会がどういう結論を出すかということが、やはりそこで一つのかぎになるのじゃないかと思うわけでございまして、いづれにいたしましても、しかしそれがどういいう結論が生まれようとも、戦没者——なくなった人の公務上の問題というよりは、その戦没者の遺族のほうの立場だけを考えた何かの措置が必要ではないのだろうか。遺族の側からの言い分を聞いてみますと、これはもう全くある日突然に召集令状なりあるいは入営のために、兵隊さんにとられて外地へ行っちゃった。そのままだと終戦になって、帰ってこない。何かわけがわからぬが、とにかく何のこゝろも国からされてない。そのあけくのはてに、敵前逃亡ということで、何か肩身の狭い思いをしなくちゃならぬというふうな、まあ、御遺族の立場を考えた場合には、その御遺族だけのほうを向いて何かの措置をする必要があるのじゃないかというふうなことを、われわれのほうでも考えたわけでございまして、これは、先ほどから申し上げていますこの援護問題懇談会に、そういう観点からの措置、処遇をどうしたらいいかというふうな御意見をいただくようにはかってまいっておるわけでございまして、そういうふうな立場から、こういうケースを考えていかなければならぬというふうな心がまえはいたしておるところでございまして、

○上林繁次郎君 いろいろ聞いてみたいのですが、たとえばブーゲンビル島と、こういうのですね。これは、この問題があったというのは、いつの時点ですか。

○政府委員(奥本博次君) このケースがありましたのは、昭和二十年の七月でございまして、逃亡したという事実がありましたのは、昭和二十年の七月でございまして。

○上林繁次郎君 新聞によりますとね、八月とあるんですね。八月というふうには信じておりますが、新聞によると、八月の十二日、これはもう終戦三日前ですね。またブーゲンビル島のその当時の情勢というものは十分考えてみなければならぬ。ほんとうはその辺のところは私に伺ってみたいのですよね。平静な状態であったのかどうか、非常に混乱しておったのかどうか。こういったことも、やはり正確とまでいえないかもしれないけれども、相当突っ込んで掌握する必要もあるのじゃないかと思ひます。そういう問題と、それからこの新聞を見ますと、その当時の一憲兵の報告によつて、その記憶をたどつてこの連名簿がつくられたと、こういうふうにあります。記憶をたどつてつくられたとするならば、それは正確なものではないということができるわけですね。その辺のところを、厚生省としては、どういうふうにか考えるか。あくまでもいわゆる連名簿を否定する何らかの強固な根拠がなければどうにもならぬのか、あくまでもその考え方を維持するのか、あるいはまたそういう状況から判断をして、それが正確である、こういうふうな判断するか、その辺どうですか。

○政府委員(奥本博次君) 先生のお話のように、この方が処刑されたのが八月の十二日でございまして、敵前逃亡の事実があったのは、その前の七月というふうな記録になっております。この処刑された旨の通報というものは、これはこの人が所属しておりました所属部隊の者が、昭和二十一年の二月二十八日に内地に復員してまいりました。その際にこの方が昭和二十年八月十二日にブーゲンビル島ムグアイにおいて処刑された旨の通告があったわけでもございまして、そういう死亡者連名簿というものは、そういう所属していた部隊の責任者が内地に復員されたときに、全部そういう部隊からの報告というもので死亡者連名簿ができ上がつていくわけでもございまして、厚生省が仕事をいたします場合には、その死亡者連名簿に記載されているそのものを事実として全部のケースにつ

いて、吉池さんだけじゃなくて、いろいろほかにもそういうケースがあるわけでもございまして、その死亡者連名簿の出し方というものが中心になつて遺族年金がいくとか、こういうふうな不幸なケースとしてどうにもならぬというふうなことをきめてまいつておるものでございまして、この部分だけを疑つてかかるというわけですか、この部分だけが正確であるということでは、この部分だけが正確であるというわけでもございまして、そういう意味では、全部死亡者連名簿に記載されてあるところについて一律に準拠して事を運んでおる、こういうことでもございまして。ただ、このケースにつきましては、長い間かかつていろいろ調査したところでは、裁判記録そのものがないということが、ここで記録について若干審査会の意見を聞いてみる必要があるのじゃないかという、唯一の疑点ということになっております。

○上林繁次郎君 そこで、その連名簿は、あくまでもこの吉池さんという方ですか、この方だけを特別に考えているのじゃない、一律に連名簿をもつていままで処置がなされている、こういうお話です。ところが、これはあなたの方ではそういうお話でも、新聞にも発表されているように、多くの戦友、その当時の何というのですか、連隊長というのですか、そういう方たちまでの十何名かが、そういう事実はない、こう言っているわけですか。そういう証言があるわけですね。それと同時に、事この吉池さんの問題については、たとえばこの新聞を読んでみますが、「ブーゲンビル島の軍法会議関係の書類」を引継いだのは、この福岡第一復員地方裁判所検事局(現在福岡地方検察庁)に、吉池軍曹に関する裁判書類だけが全くない、吉池軍曹に関する裁判書類だけが全くないというのです。ほかのほうは、と証言している、こういうふうな回りから

らかでないわけですか。吉池さんだけの裁判書類がないというのは、これもまたふしぎな話です。ですから、あなたが言うように、連名簿が吉池さんを特別扱いをしているのではなくて、一律にやっているんだというけれども、その中で特に吉池さんの問題だけが問題になつていっているんです。ほかの人は問題になつていないんです。それだけにその連名簿という問題について、これはいま申し上げたように、憲兵の報告なり、連名簿をつくつた人、そしてその人の記憶によつてつくられた、こういうふうにあるわけですか。そうだとすると、回りの証言あるいは裁判所にはないという、こういう証言のほうに私は強いんじゃないか。常識的に判断してもそういうふうなだれが考えても思わざるを得ない。ですから、連名簿をつくがえすだけの確固たる証拠がないわけですか。そういう中であらゆる周囲の状況、情勢というものを、そういうものを判断した上で、これは結論を出していく以外にないんじゃないか、こう思うわけですね。ですから、そういう意味で、厚生省としては、今後この問題に対する取り組み方、その考え方は、いま私が申し上げましたが、どういふ点に重きを置いていままで調査し、また今後どういふ点に重きを置いてこれを審査会のほうへ回していくのか、こういった点を明らかにしてもいい。

○政府委員(奥本博次君) これは先ほどから申し上げておりますように、死亡者連名簿の記載の中で、いま先生がお話になつておられるそのことが、私も先ほどから申し上げますように、唯一の疑点があるから、その問題を中心にして判断してくださいということで、援護審査会に出すよう準備をいたしておるところでございまして。

○上林繁次郎君 まあ、その辺のところだけを添付しておいて、そうして審査会へ回す、こういうわけですね。ですから厚生省としての考え方というものは何もないんだ、いまの段階では結局四条の第二項、これに基づいて審査会に回して審査してもらう、こういうわけですね。審査会のほうは、審査会のメンバーがどういふメンバーか

知りませんよ。だけれども、いままで十数年、実際に審査会の方たちが、言うならば全員がこの審査に当たってきたのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(実本博次君) これは審査会にかけますまでの準備は全部事務当局がやるわけでございます。かかってからなお事務当局の調査だけでは不十分だということになれば、審査会からも調査がさらに命じられるということはありません。審査会がいきなりこちらを差しにおいて調査をするということはありません。

○上林繁次郎君　その順序はわかります。わかるけれども私が言っておくことは、全然事情のわからない人が書類の上だけの感じの問題で、はっきり言うならば、感じの問題でやられたのではないか、へんだ、こういう意味で私は申し上げておる。ですから、当然調査をがっちりやってこられた厚生省の意見というか、こういうものが強くここに取り上げられなければならないか、こういうふうに思うわけです。そこでそういうものを危懼して、いまあなたにお尋ねしているわけなんです。そこら辺のところ、もちろん審査会が初めから審査しているというようなことを言っておるんじゃない。少なくとも厚生省が長い間調査をしてきたんだ、それをやはりそこに反映できるだけの、私は、私はいこういうふうに言いたいのです。それで、こまかい点に触れますと、今度はいろいろあるのですよ、問題は。たとえば書類が――これは何ですか、宮崎県と、長野県ですか、長野県の県庁の厚生課のほうから四十一年四月二十二日に、それからまた宮崎県の援護課では四十一年六月二十七日にそれぞれ厚生省に書類を配送している、こういう事実。それがあるとかないとかというふうな際であれば――全くそういう問題もいままでもこの問題が厚生省の手によって握りつぶされておったのではないかと、こういうような疑問を国民の間では抱いているわけですから、非常に年数からいっても長い年数でもあるし、またそういう書

類を紛失したということであるならば、また関係の課長はそんな書類は見たことはない、こう言うけれども、両県から行っているわけですよ、宮崎県あるいは長野県、両県から行っている。配送されている。それを全然見たことはないというその姿勢も私はおかしい。こういった点を局長はどういうふうに考えていますか。

○政府委員(実本博次君) これはちよつと私も言
いわけをさしていただきたいのですが、この援護
法の事務が非常に複雑でございます、特に、最
初の請求の場合につきまして窓口になる課とそれ
から吉池さんの場合のように、不服審査のほうで
出てくるときに窓口になる課と、これが別の課に
なっております、その不服審査のケースでもつ
て扱っている課のほうに出てきた書類が、記者の方
の尋ね合わされたときには、そうじゃない初度請
求のほうに出てまいります課のほうに問い合わせ
れたので、そこでわからないということであつた
のですが、それはその時点において、不服審査の
ほうに出てまいります審査課のほうに書類が厳然
としてあつたわけでございます、その辺、横の
事務連絡も悪かつたといへばそういうことでござ
います、決して書類そのものが紛失したわけでも
ない、そのまゝはつたからしてあつたわけでも
ございませんので、こういう事が事だけに非常に
慎重にそういうものを取り扱つて調査してまいつ
たということに終始いたしておるわけでありま
す。そういう内部組織の役所の仕事を処理してい
きます上についての窓口があつちこつちに分かれ
ているということは、はなはだ御遺族なり、請求
される方々、あるいはまた府県との間の場合でも、
非常に非能率というおしかりはときどき受け
るわけでございますが、これはなるべくそういう
ふうな御迷惑のかからぬような方向で、できるだ
け能率的に仕事のさばきをつけていきたいとい
ふに考えておるところでございます。

○上林繁次郎君 時間がもうだいぶんたちました
ので、そろそろ結論を出したいと思いますが、こ
の種の問題はいままでどのくらいあるのですか。

○政府委員(実本博次君)　こういうふうな形で不服審査の形で出てまいりましたのは初めてでございます。

○上林繁次郎君　いまお互いに事情を検討したわけ

けですが、一方から言えば、なるほど理屈はあるかもしれない。ところが、一方からまた言わせれば、やはりそれなりの理由がある。こう判断してみますと、非常に何となくあいまいという感じが受けないわけです。そういうあいまいなこの状態の中で、吉池さんに対する戦友等の証言がなければ、こういう問題にもならなかったかもしれない。しかしそういうものがあらわれた以上は、これはやはり一つの大きな問題です。真剣に、慎重に取り組まなければならない問題だと思っています。と同時に、言うならば、あいまいな認定の中でこういう処遇を家族の方も受けておる。またなくなつ

しておきたいわけですね。そういって点を私は主張してこの質問を終わりたいと思います。

○小野明君 私は、四点ばかりお尋ねをいたしておきたいと思います。

先般の委員会でも出ておりましたが、旧満洲の開拓青年義勇隊の問題ですね。これについては、

いろいろ結論の出ている問題点もあるようであります。ソ連参戦以後については処遇をする、こういうことなんですけれども、これを時期的に見ましても、閣議決定の時期にさかのぼってはどうか、また、さかのぼってもらいたいという強い旧隊員家族の意向もあるわけなんです。この問題についてこれは何回も附帯決議等でもあげられておる問題でありますから、いまのところどういった段階になっておるのか、まず説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) この問題は、未処遇問題の一個の一つといたしまして、援護問題懇談会のほうからその処遇のしかたについて御意見を求めておるのと、ところでございまして、近々にその御意見がいたなだける模様でございます。

○小野明君 懇談会が近く結論を出されるということなのですが、その中でどういう話になっておるのかということは、御承知だろうと思うのです。もし私が先ほど申し上げたように、さかのぼって適用ができないとするならば、その辺の理由というのは、一体いかなるものなのか、この点をひとつ説明をいただきたい。

○政府委員(実本博次君) 援護問題懇談会におきましてだんだんと御審議をいただいておりますが、消極的な意見の論拠をいたしましては、ソ連が参戦いたしました昭和二十年八月九日以前の満洲ではそう大きな混乱はなかったのではないだろうか。もしかりにあったとしたしめても、それは華軍属の別の項目でございます戦闘参加者という項目がございます。これは一番代表的なものは、例の沖繩の一般島民が米軍が上陸してきましてときに老若男女みんな戦闘に参加して散つていった、そういう方を華軍属として処遇しておさ

わけでございますが、そういう軍の命令に基づいた戦闘参加者というふうな取り方が、かりに八月九日以前の満洲開拓青年義勇隊にあつたとしても、これはそれにとれる。また現実にとつてき

ている。ですからわざわざ満洲開拓青年義勇隊の準軍属の取り方というものを考える必要はないのではないか、わざわざそれだけを特に取り上げて考える必要はないのじゃないかという御意見でございます。それから積極論のほうは、これはソ連参戦以前でも、たとえば大東亜戦争と申しますか、太平洋戦争が開始されました十六年十二月以降の満洲は、われわれよく専門家でないのでわかりませんが、関東軍のほうで十九年の中ごろでござい

ます。非常に大きな演習——演習と申しますか、實際上のソビエトのほうに向けた訓練演習でござい

ます。そういうものを大きく取り上げたというふうな時点があるから、そういう時点以降の満洲においては、開拓青年義勇隊員も相当な場面

にぶつかっている。また、現に軍のそういう戦闘参加命令に従って行動した者も多いというふうなことで、少なくともそういう時点以降のものにさかのぼる必要があるのじゃないかというふうな積極論もござい

ます。そういうことで消極論、積極論半ばしておる状態でござい

ますが、やはりソ連参戦以降、ある一定の時点以降のものは、それ自体として考えたかどうかというふうな意見が強い現状だとわれわれのほうは見ておるわけでございます。

○小野明君 特に閣議で決定をされて募集もし派遣もしたということ、これは当時の空気といったしましても、閣議で決定をして募集をする

とすれば、やはり本人の意思というものはあつたにしても、これは非常に少ないものだというのが私は考えられると思うのです。ですから、そういう点をやはり論議にされるのは、私は、理由としては弱いのではないかと。さらに、満洲に行きまして、戦闘配置的な意味から入植地をそれぞれ決定をされておるということになれば、やはり消極論というの

も、何か決るといいますか、けちくさい考え方のように思われてなりません。そういった面で、ひとつ局長のほうも推進をしていただきたい、このように考えます。

さらに懇談会の結論はいつごろ出る見通しであるのか、それもあわせてお答えをいただきたい。

○政府委員(実本博次君) 懇談会のほうからの結論でござい

ますが、これはほかの件もございまして、大体八月九月、九月にはその結論をいただくというふう

に考えております。

○小野明君 ずいぶんこの問題は、最初に申し上げたような附帯決議等でも出ているんですから、やはりそれに

応じて方針といひますか、結論を急がれるように措置をしてもらいたい。さらに内地に帰還をして参り

ましても、あいつた酷寒の地でもありまして、非常にからだをいためておられる方も、目の見えなくなつた人もある。こういった傷病の關係については、あるいはなくなられた方もあるわけ

です。これらの遺族についてはどういふような処遇になつて

いるのか、あるいは懇談会の話になつておるのか、これをひとつあわせてお聞きをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(実本博次君) お尋ねの満洲開拓青年義勇隊員の御遺族の問題でござい

ます。これは満洲開拓青年義勇隊として満洲でなくなられたという方の御遺族は、もし八月九日以前のもものが、先ほどのお話のように、援護法の準軍属として処遇されるということになりますと、当然準軍属の御遺族として、父母でありますとか、あるいは妻でありますとかいったような、妻の場合はおそらく少ないと思ひますが、父母のほうに遺族年金が、遺族給付金が参るということになるわけ

です。御本人が傷害を受けておられるという場合には、障害の年金がその方に出るということになるわけ

でございます。いづれもそのもの準軍属に入るから入らないかということによりまして、御遺族なり御本人に一定の処遇がされる、こういうことになると思ひます。

○小野明君 そうすると、当然現在では未処遇であるということなんですね。これは、大臣にもこの点は、いろいろな方

も取り上げられておりますから、そういった閣議決定あるいは赴任をしたときの実情、こういうものをお考え

いただいて、ぜひひとつ処遇をしていただくようお願いをしたいと思います。一言御意見をいただきたいと思ひ

ます。

○國務大臣(斎藤昇君) 御意見を伺つておりまして、いろいろごもつともな点もあるように思ひます。したが

ては、恩給法も、それから援護法も全然作用しない、こういう法体系でござい

ますので、これはどうしても

そういう職務上の死亡あるいは傷害とい

うことでなければ、どうにも処遇のしようがない

ということ、問題にいまなつておるわけ

でございます。したが

いまして、特に恩給法の場合にお

きましては、そういう恩給権の発生しておる者でも、刑法上のある一定の禁錮なり、懲役に処せられた場合には、恩給の受給権が停止されるというふうな

ことにもなつておる。その点では非常に厳格に、そういう公務遂行上の原因が絶対要件になつておるわけ

でございます。そういう關係から、逃亡をしたというものは、これは職務上での死亡なり、傷害ではないん

じゃないか、こういうことで、これはどうにも法体系では処遇のしようがない。援護法の四

条二項というものはむしろゆるやかである。恩給法では、故意または過失であるということであ

れば、重大過失であることは問いません。全然処遇のしようがありませんが、援護法のほうでは、これは若干

そういう公務員じゃないということが明らかでなければならぬ。援護法の中には、三

十年に入られたのでござい

まして、主としてその対象になつてお

るものは病氣の場合が多いわけ

でございますが、こういう敵前逃亡とい

うふうなものも入つてくる、あるいは自殺とい

うふうなものも入つてくるというふうになつてお

りまして、若干恩給法よりは、その点四

条二項はゆるやかな規定として入れられたものであるわけ

でございます。

○小野明君 そういたしますと、この項の運用につ

いては、みなし解釈がついておるよう

に、きわめてゆるやかな運用をしておると、このよう

におつしやるわけですね。ところが、いま上林委員

が説明をされておりますように、この敵前逃亡の場合も事実がかなりあいまいだとい

うふうな私はお聞きをいたしております。それから自殺あるいは病氣、こ

ういった点を考えてみましても、あなた

は公務上ということをおつしやる

けれども、戦地ま

は公務上ということをおつしやる

たは事変地に行くということ自体がもういわば公務に服してることになる。そういった点から考へても、もう本人が刑罰を受けておる、こういうことになれば、それが遺族まで及ぶというのはこれは多少問題がありはしないか。この点は、私はむしろ大臣にお尋ねをしたいと思うのですが、これはもう憲法前文にも言われておりますように、政府の行為による戦争はしない、あるいは戦争放棄というものがはっきり憲法にはうたわれておるのに、それがまた「故意又は重大な過失」ということで処遇をされないということは、こういった憲法に照らしてもいかがな規定であるか。これは多少やはり考慮すべき余地があるのではないか。これは当然吉池さんの場合も適用されなければならぬ、その他の場合も、ゆるやかなみなし解釈というような点まではやっておるけれども、こういった点もやはり根本から言えば誤っておるのではないか、こういう見方をせざるを得ないと思うのです。この点についてひとつ大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) この問題は、おっしゃる通りに、遺族には罪がないじゃないか、しかも召集その他の公務によって、戦地に連れて行かれたという問題でございまして、そこでそういった御遺族に対して何らかの処遇をしたほうがいいじゃないかという御議論はもつともだと思ひます。私もそう思ひます。同時に、そうかといって、おっしゃる通りに、何といひますか、軍律を守っていた人、あるいは故意に何らかの事由で軍法會議に付されて死刑になったというような人と全く同様に扱っていいかどうかという問題もあるだろうと思ひます。憲法問題とおっしゃるかどうか知りませんが、うちの主人はまじめにつとめて戦死した、それと、逃亡してもかまわないというならば、逃亡してあるいは生きていたかもしれない、あるいはそれがたまたま見つかった軍法會議に付された、それとを同じように一体扱っていいかどうか、遺族の中にもそういうあれもあるんじゃないだろうか。したがって、まあ恩給の問題として考える場合にはさておいて、そういった場合にも、先ほどおっしゃったような場合にも、戦地にとにかく国の命令でやられた、あるいは召集軍人ではない人、あるいは別かもしれませんが、にしても遺族援護という問題で何らか考へたらどうなのかということ、いま援護問題懇談会で審議してもらつておりますので、この結論によつて善処したいと思ひます。

○小野明君 そういたしますと、その故意または重過失にひつかかる点といひますが、これについては、これは局長がいろいろ思ひますが、懇談会で何か検討しておられるわけですか。

○政府委員(実本博次君) 懇談会のほうは、遺族のほうの立場だけを見てそれに何かの処遇をすべきじゃないかということをはかつておるわけでございます。この吉池さんの事件そのものの処理は、これは先ほど上林先生にも申し上げましたように、長年かかつて調査した結果どちらとも判断のつきかねる状態でございます。その一切がございまして、その資料を援護審査会にかけまして、そこで結論を出していただいて処遇する、こういう段階にきておるわけでございます。したがって、援護審査会のほうの審議というものは、あくまでこれが公務上のあれですね、公務と見なされる死に方であつたのか、あるいはそうじゃなくて敵前逃亡ということで職務放棄をしたのだと、だから職務放棄をしたあとの死亡だからこれは恩給法なり、援護法ではどうにも手がつけられぬ、こういうことになるのか、その点を中心にして審査をされる、こういうことになると思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) いまの局長のお答えでわかりだと思ひますが、私の申しましたのは、立法論として、たとへ故意または過失であつても、遺族に対してはある程度の処遇をしてみたらどうか、これは援護問題懇談会で審議してもらつております。それから現行法のままで故意または過失と見るかという場合に、この故意または過失だという実証がなければ、なるべくそれは故意過失でなかつたというように解釈をしていくのが実情

に合つてゐるのであると、これは審議会の審議のしかたとしてわれわれ原局もそういうように考へて、そして意見を出すべきである、こういうふうに考へております。

○小野明君 それではわかりましたが、私も大臣に御質問申し上げましたのは、やっぱり立法論として申し上げておるわけですか。というのは、やはり軍刑法によりまして、もう本人は処分を受けておるわけですね。それじゃ、大もとになる政府の責任による戦争と、これに帰する責任というものはたして問われなくていいのかと、この辺から私は遺族の援護という考へ方が出てこなければならぬのではないかと考へるわけですか。そこでこの懇談会につきましても、大臣のいま言われたような考へをひとつ反映をされて、この旧軍隊の秩序なるものがそのまゝ今日まできておるといふ点については、やっぱり若干の問題なしとしないといふことで、故意または重大な過失といふものをこれを撤廃するか、さらに極限に縮めていくか、その点をひとつお願いをいたしたいと思ひます。

次にまいりますが、この問題もいまの考へ方と私は根は同じなんですが、準軍属については、かなり軍人軍属との処遇に差がありますね。遺族給与金にいたしましても、障害年金にしても、別表にあらわれておりますように、差がある。また、十分の七ですかね、これぐらいの違いがある。ところが、性質は違ひながらも、遺族年金と軍人軍属のほうには障害年金あるいは恩給といったものがある。そういった二重の差になるのではな

いかというところが考へられておるのです。この十分の七といふものを、この点だけは、遺族年金とあるいは給与金といふものについては十分の十にできないものであるかどうかですね。これも公務上の差と言われるかもしれませんが、多少開きがあり過ぎるように思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(実本博次君) 現在、先生のお話のように、援護法の中の準軍属と軍人軍属との処遇のしかたが、軍人軍属十に対して七の年金を差し上げておると、こういう差は撤廃すべきじゃないかという御意見でございまして、いまの時点でとらえてみますとそういうことになっておるわけですが、これは、最初この援護法ができました二十七年の発足当初は、実は準軍属については一時金といふことで年金にはなつていなかったわけ

でございますが、それが、最初そういうことで出たのが、一時金が切れます直前に有期年金に切りかえ、そしてその有期年金であったのを無期年金にしてしまつた。その無期年金にいたしますのについて、前に恩給法と援護法の、どういふうちにそういう問題を処理していったらいいかという、恩給制度調査会という総理大臣の諮問機関が設けられて、その諮問機関からの答申で、年金にした場合に少なくとも六割から七割の年金に準軍属はすべきであるといふふうな答申が、これは三十四年でございまして、最初に出されたわけでございます。その結果、最初に出したものは五割で出たわけでございます。有期年金じゃなくて無期年金になりましたときには軍人軍属の五割で出た。それを、この四十二年に、答申の中で六割から七割と書いてあつたその最高限の七割までにもつていったという改正が行なわれて現在に至つたわけでございます。ですから、現在までの経緯を振り返つてみますと、だんだんとそういう軍人と準軍属との処遇の差が詰まつてまいつておるわけでございます。現在、ものの考へ方によりましては、お話しのように、同じく公務上でのこと

でなくなつたあるいは傷ついた方でございますから、軍人軍属といふ準軍属といふ、同じ額で処遇すべきであるという意見も現段階においても一度よくかみしめてみる状態でございます。その点は、いまつておる差そのものが絶対的であるといふふうには考へておりませんが、だんだんとそういう差をもう少し縮めていくといふふうな方向で検討いたすべきではないかというふうに考へております。

なお、この問題につきましても、援護問題懇談

会からはすでに報告が昨年出ておりまして、これによりますと、現在のところ、この差を縮めるといふ必要はないのではないかと、いふうな意見が出てまいっております。でございます。

○山下春江君 関連質問。私たいへん恐縮ですが、遅刻をいたしましたので前のほうの質問よく存じませんので、必ずしも関連になっているかどうかかわかりませんが、私こちらへ来る前ですから、たぶん三十五年ごろだと思ひますけれども、太平洋戦争が終りまして、南方の諸地域で武装解除されたときに、その列から離れていつてそして山林に入つて餓死したという、今度の戦争で犬死にと言われるケースはこのケースだ。その人たちを、厚生省では現地復員という名前をつけたもので、軍人の籍からははずされましたから、もちろんその親も遺族扶助料をもらつていなければ、本人も何の処遇も受けていない。全く南方の地域で消えてなくなったというケースがあります。しかし、それはかわいそうではないか。いまのケバ棒をふるっている青年と同じように二十一から五でございます。非常におとなに見えますけれども、全く子供でございます。その子供が武装解除されて並んでいるときに、隣の先輩から肩をたたかれて、おまえは補助憲兵をしていたから、もし見つかる戦争裁判にかけられて二十年を食うから、いまこの列から離れて海を泳いででもおかあさんのところに帰りたいと肩をたたかれて、ああそうか、それじゃ先輩ごめんないと言つて列を離れた。しかし、町を歩くと見つかつて戦争裁判にかけられるといけないというので、ジャングルに入つてしまつた。生身で十年も、二十年も生きられるものではありませんが、そのとき、私の調査ではたぶん一人一人がございまして、詳しいことはわかりませんが、大体大ざっぱにそのくらいでございました。それはたいへん気の毒な、かわいそうなことだから、これを戦後の処理の中で最もあたかみのある、いわゆるこれを家庭裁判所にかけて、家庭裁判所で死亡の宣告をしてもらつて、その死亡の宣告ができた

ときにこれを戦死にして、そして遺族扶助料をあげて靖国神社にお祭りする。こういうことを私がきまして、皆さんの御賛同を得てこれが処遇をしたことがございます。大体一人一人が、ほとんどそれはいまもう全部済んだと私は聞いておりました。そのケースは、いまの小野議員の御質問、上林議員の御質問は聞いておりませんが、かりませんが、たぶんそんなようなケースを言われているのではなからうかというふうにいふ考えましたので、いまの厚生省の御答弁は、審議会にかけてどうかとおつしやいますけれども、かつて厚生省はそんなあたかみ御処遇もされたことがございますので、これは審議会の答申はしるべきでございます。いまの違ひますか。そういうことでございまして、もしそれに似たようなケースならばそういう前例もございまして、ひとつあたかみ……その当時の青年が、こういう死に方をしたら、こういう逃げ方をしたら、あとで靖国神社に祭られないだろうか、遺族扶助料がもらえないだろうか考えて死ぬ者はだれもおりません。きびしい戦地のことでございまして、あたかみ御処遇をしていただくことを希望して、連うなら答弁を求めてもだめですから答弁は求めませんが、私は心からそういうことを希望いたしております。

○小野明君 あまり違ひぬのです。ですから、やはりその当時の秩序というものをそのまま持ち込んで援護を考えるとすることに考え直していただく必要ではないかという点があるのではないかと、いふことまでできたのだ、この辺の御苦勞もわかるわけですね。そこで、遺族給付金、遺族年金だけの問題ならいいんですけれども、これは旧軍人、軍属もたいへん御苦勞なさつておることですから、それにふさわしいやはり処遇というものは必要である。普通恩給あるいは傷病恩給というふうなものもあるわけですからね。せめてここに援護の問題でいくときにはやはりこの十分の十で見てあげるように努力をしていただきたい。こういうふうにし

上げておるわけですね。

○國務大臣(斎藤昇君) 私は軍人軍属と、準軍属と差を設ける理由がほんとうはよくわからないのです、ほんとういいますと。ただ当初準軍属は何も保障されていなかった。いま援護局長が申し上げましたように、それを処遇するようにはだんだんなつてきた。おそらく予算の関係から準軍属というのにも処遇をすべきだろうというふうなことから、だんだんこうなつてきたと思ひますが、しかし処遇すべきだと、こうきまつた以上は、私も同じにすべきものであると、そのように考えますので、次の段階にはぜひそのようにいたしたいと存じます。

○小野明君 全くだい御答弁をいたしてお礼を申し上げたいと思ひますが、今度これが実現をするようにひとつ御努力をいただきたいと思ひわけです。

次は、この援護の関係法律がたぐさんありますからたいへん苦勞するんですが、見ておりました、問題点は、この戦没者の妻に対する特別給付金にしましても、遺族に対するもの、戦傷病者の妻に対する給付金、あるいは戦没者の父母に対する特別給付金にしましても、みな国債なんです。これは法律事項になつておりますから、これを要するといふのはなかなか骨が折れるのですけれども、額面通りのやはり保障をしてもらわなければならぬと思ひわけです。というのはたとえ戦没者の妻に対する特別給付金にしましても、十年償還の記名国債、無利子二十万円です。そういったと、この十年償還といふことになりまして、二十万円あげますといふことになりまして、十年のものが十年先になりますと、額面通りのものにならぬ、とにかく無利子といふことは書いてあるわけですからね。せつかく大臣の言われるように、労働に報いるといふことであるならば、額面通りの処遇をやはりすべきではないか、そういうふうな私考をします。参議院のこれは大蔵委員会でありまして、附帯決議がついておりまして、生活困窮者等については買上げ償還等も考えろ、こうい

うことがありますが、その辺はいかがなつておりますか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(奥本博次君) 戦没者の妻、あるいは戦傷病者の妻、あるいは戦没者の父母等に対して特別給付金の公債の償還期限の問題でございますが、これはまあそれぞれの給付を受けます方々の特殊性を考へまして、たとえば老齢な方々が多いと思われまして父母に対しては特別給付金というのは、一般の場合にたいして十年の償還期限でございますが、五年に、半分に縮めて、この特別給付金の設定をはかつたといふような配慮はしてまいつておるわけでございますが、ただいまお話のように、この額面通りの償還といふことは、まあこれは大蔵省の理財局ともいろいろ相談しながらやつておることでございますが、なるべくそういうふうな特別給付金の設定された目的に合ひますように、御遺族の手に届けて差し上げたいと考えておるところでございます。ただ、現在、そういうふうな償還期限の普通の場合のペースに乗つていけない事情にある方々、たとえば、非常に生活が困窮しておられます方々とか、あるいは災害による罹災者、あるいはまた、一つの事業を始めたので一時的に多額の金が必要であるといふような方々につきましては、前二者については買上げ償還をやつております。それから後者につきましては担保貸し付けをやつておまして、そういうふうな便宜の措置を並行して御遺族の方々の御要望の一部に沿つていく努力をいたしておるところでございます。

○小野明君 父母に対するものは五年償還十万円と、これには特別な配慮をしたんだといふことはわかりました。ところが、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、三万円、十年償還といふのがございまして、三千万円、これは十年やらないかぬわけですね。こういうのは、こういう条文を入れるといふこと自体が私は問題ではないか。買上げ償還とか、あるいは担保貸し付けといふことをやりになつておるようであれば、二十万の額の国債をもらったからそれじゃ二十万担保貸し

付けるかといいますが、そうじゃないでしょう。そうじゃありませんね。買い上げにしても半分でしか買い上げない。初めからもうそれは半分ぐらゐの値打ちしかないように見えておる。戦争による被害者に対する援護も、こういうふうな、何といひますか、誇大広告みたいなことになって、私は戦争が終わったとたんに国債一ぱいもらつてみな破つて捨てた記憶があつて、もう戦争と国債というとなかなか印象がつかない。この法律を見てみると、また国債が出てきておるから、最近の国債は昔よりちつとはいひかもしませんが、額面どおりのやつばかり保証にすべきではないか。この辺大蔵省とのやりとりで少しあなたのほうは腰が弱いのではないか。だから、買い上げにするにしても、あるいは担保貸し付けにしても、どういう実情になつておるのか、ひとつ説明してください。

○政府委員(実本博次君) 買い上げと貸し付けの問題に關して、これを利用いたしております方々の比率をちつと申し上げて参考供にしたいと思ひますが、戦没者の妻の特別給付金の対象者で、買い上げあるいは貸し付けについての資金ワクを利用している率が三・七％というふうな数字が出てまいっております。それから戦傷病者の妻の場合でございますが、これは三・一％というふうな利用率になつております。それから、先生先ほど御指摘の十年間で三千万という特別甲慰金につきましては七・九％という利用率でございます。特別甲慰金につきましては一言いわけをさせていただきますと、特別甲慰金の場合、本来五百万円の甲慰金が支給されました御遺族に、その五百万円の甲慰金が十年間で——これはまあお灯明料、お線香代と申しておりますが、それが燃えつきた時期に特別甲慰金ということで立法措置をいたしましたわけでございます。先に五百万円差し上げてある方々についてのあとから追加しての十年間三千万というところで、まあちつと線香代がだんだん五千万から三千万に下がつて非常に恐縮なことになつてきたわけでございますが、そういう意味での長くお灯明を上げていただくというふう

なことでも少額のもの長くひつぱつたシステムでございまして、非常に苦しい趣旨でございまして、そういうことでこういう仕儀になつております。ただ、いま申し上げましたようにやはりこの買い上げ資金、あるいは貸し付けワクの資金の利用者がいま申し上げましたような率で利用されているというふうなことでございまして、なお大蔵省理財局との話し合ひでこういうふうな向きの利用者があるだけのものはなるべく資金ワクを設定してもらつて常時交渉をしておるところでございます。

○小野明君 これは大臣にお尋ねをいたしますが、かなりいまお聞きをいたしても買い上げ償還の実績があるわけですね。そういたしますと、たとえば二十万にしまして、その買い上げ償還をすれば半分しかくれぬわけですね、十万。しかも、利子は二万円取られて、残る八万円を十年間にくれる。そういうシステムになつておるわけですね。おまけに物価が大体上がるのをほぼ年五％としまして、二千万を十年と言ひますと、一万円ずつ値打ちがなくなつてくる。十年先には半分の値打ちしかない。二十万の額面でも十年先になると十萬円の値打ちしかない。こういうふうなやり方はやはりこれはいんちきくさいやり方ではないか。このような非難を受けてもしかたがないと思ふんですね。そこでこの期間を縮めるか、やはり額面どうりの償還をするか、いまの市場の通り相場の償還をするか、あるいは償還する期限を縮めるか、何らかの方法でもつて、やはり看板にいつわりのない労苦に対する報いをしていただきたい。このように考えますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(斎藤昇君) 買い上げ償還をする場合に、少した過ぎるじやないかということだろふと思ふのです。この点は、いわゆる市価相場というもののよりもおたたくというふうなことは、これはよろしくないと思ひますが、もしそういうことであれば、買い上げ償還の条件についてさらに十分大蔵省と相談をいたしたいと思ひます。当初こういうような発行のしかたと申しますか、や

り方はどうか——これはそのときの立法の問題でございまして、十年間の均等償還で幾らの額面の国債、そういうものが適當であるかどうかというのは、立法のときの御議論であらうと考えます。物価はある程度上がることは今日の状態では既定の事実でございましてから立法の際に考えるべきものだと、かように考えます。

○小野明君 そこで、買い上げ償還と同時に、これは事情によりまして、法律改正を要しますけれども、期間の短縮という問題も合わせて御考慮いただきたい。お願いをいたしておきたいと思ひます。

それから最後にお尋ねをいたしたいと思ひますが、ソ連の抑留者の問題であります。これは軍人軍属については考慮をされておるようですが、この考慮というのものがやはり恩給期間に通算すると、いうことぐらゐしか考へておらぬ。それで、さらにこれは一般軍人の問題にもなりますが、満蒙開拓団という、これも特殊な使命を帯びて入植した人でしょうが、この人たちが抑留された場合には何ら処遇されておらぬ。あるいは軍人、軍属にしまして、ソ連に二年ないし三年抑留をされた場合には、別途何らかの処遇をするのが適當ではないか。これは私の友人にも二十一年で兵隊にとられまして、三十六で帰つてきまして、すぐ病氣になつた。これはもう恩給期間だけしかないわけですね。生きるか死ぬかの病氣をしまして、何らその間の処遇というものがなされておらぬ。この法律が昭和二十七年にできておりますから、何とか上積み——ソ連抑留期間が長いですからね。処遇ができないものがどうか。これを局長にお尋ねしておきたいと思ひます。

では、援護法なり、恩給法の中で、たとえばその抑留期間に在職期間として通算する、あるいは御遺族についてはいろいろな処遇をして差し上げるというふうなことをしておるわけでございますが、お尋ねのように全然そういう身分関係のなかつた方々に対します問題、特にそういう方々がなくなつたり、抑留期間中になくなつたり、病氣になつた場合には、これは援護法におきます軍属として扱つておりますが、そういうことでなくて、長期抑留されて帰つてこられて、とにかくいまは病氣でもなければ、もちろん障害もないというふうな普通の方々ですね、そういう人たちに對します処遇というものは何らなされてない。これは先ほど上林先生のときにもお話が出ましたが、一般の戦争犠牲者と申しますか、戦災者というふうな人々と若干似たグループとしてその処遇がいまなされてない。そのなされてないことにつきましていろいろ問題があるわけでございますが、これは一体そういうふうな方々をどこで、どういう観点から取り上げて考えるべきかというふうな問題もございまして、たとえば戦争裁判で考えますと、戦争裁判中果して拘禁されておりましたが、無罪として放免された身分のない方というものにつきましては、ちょうどよく似た制度としては国家賠償法と申しますか、裁判の關係で、そういう犠牲者のケースとして取り扱つておるというふうなことがありますので、そういう戦争裁判と、そういう司法裁判との違いがあつても、同じ裁判の犠牲者だから、国家賠償法の対象として法務省で扱つたらどうかというふうな考え方もあるわけでございますが、そういう、どこでそういう人の世話をみるかという問題もはつきりしないというところもございまして、それからまた、はたしてそういうふうな、なるほど長期抑留された、しかしいまの状態を見ると、ある程度のやはり社会復帰を十分されて一般の生活水準の生活しておられる。ただ、しかしその抑留されておつた期間の精神的な苦痛に対する慰謝というふうなものを補償してくれというよう

従つていかなければならぬと思いますが、さしあ
たつてはいまおつしやいますような、またおあげ
になつたようないろいろな落ちこぼれの問題は、
これは各省にまたがつておりまして、統一をし
てなるべく早く落ちこぼれをなくしていかなけれ
ばならぬ、そのために十分努力をいたしたいと思
います。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 社会保障制度等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。
御質疑のある方の発言を求めます。

○大橋和孝君　それでは、私時間もあまりありませんので、できるだけしゅりまして、この間うちから藤原委員からもあるいは他の委員からも血液の問題について議論がされて、またいままでの過ぐる長い間、血液に対する質問も繰り返されたのでありまして、こういうものについて一べよく厚生省のお考え方をお伺いしておきたい。同時に、また、あと沖繩の風疹の問題についても伺いたい、こういうようなわけであります。たくさんお聞きしたいことがありますけれども、できるだけいつまでとお話を承っておきたい、こういうふうに思います。

第一番目に、昭和四十二年十一月の十六日の決算委員会で、坊厚生大臣に質問をいたしましたて、血液の対策について厚生省は最重点的な政策の一つとして四十三年度予算に取り上げていくというふうな抱負を示されたのでありますが、この予算の推移について少しお伺いしたいと思うわけであります。

血液事業関係の予算を見ますと、三十九年度は九千八百八十三万円、四十年度和四十一年度は二千万円、それから四十二年度だけが一億二千五百七十六万円、ここで非常にいろいろおやりになったようであります。それからまた四十三年度は三

千五百五十五万円、四十四年度は四千九百五十二万円、四十二年度をピークといたしまして、それからまた非常に減っておるわけであります。このような状態を見まして、この血液関係の予算について十分配慮されてないためにこの血液行政というものがいろいろ影響されているのではないかと、思うわけでありますが、こういうふうな状態は、一体厚生省としては、どういうふうにお考えになつておるのか、これでもって大体のいろいろなことがなしていかれるようなふうなお考えであるのか、一応ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員（坂元貞一 郎君） 血液対策の予算はいま御指摘がありましたように、四十二年度から実は年次計画をもちまして、当面最も重要な問題としまして血液の受け入れ体制の整備をはかる、こういうことで四十二年度、四十三年度、四十四年度ということで今日までいってきけているわけでございます。若干ずつ金額が減っておりますが、これは整備計画というものが少しずつ、第一年目をピークとしまして減ってきている、そういう事情に相对应するものでございます。一応私どもとしましては、四十二年度から始めました受け入れ体制の整備というものは、大体全国的に一応網の目が張られた、こういうふうに考えております。もちろん若干血液センターの出張所なんかはまだ不十分でございますので、こういう点は今後整備をしてまいる所存でございます。

これからの血液行政としまして、予算的に、私ども、最も力を入れてまいりたいと思います。のは、四十四年度予算にもその一つの芽が出ておるわけでございますが、いわゆる血液の分画製剤の需要を開発研究でございます。こういう点につきまして四十四年度予算でだいぶ予算措置をしておりますが、明年度以降もこういう点を重点的に整備をしてまいりたい。このための予算措置を講じていきたい、こういうふうに考えているわけでございます。

○大橋和孝君 何か四十二年度をピークにやられて整備が終わっているようなお話をいま伺って、

私は意外に思うわけです。現在は、むしろ、率直に言うならば、日赤に依存をして、国としての責任を十分に明らかにしない、国でやらなければならぬことが十分やられていないために予算的にこういうふうにあらわれてきているのではないかと思ひます。それから同時に、分画製剤のほうに力を入れて今度は予算を要求されて組まれているようでありますが、それは一体どのくらいの計画のもとに何ぼ組まれたかをあとで伺いたい。同時に、また、予算面で不十分のために、現在でもこの血液そのものがなかなかスムーズに動いていない。こういうふうに思うわけであります。特に、いまおっしゃいましたように、受け入れ体制は整備さ

の機構を考えてみますと、これは血液行政で、四十一年の十一月十六日の社労委員会でありましたが、またその一年後の同じ日の四十二年十一月十六日の決算委員会、二回にわたって委員会であるとお話を伺っておたわけでありました。そこの中でお話し申し上げておたのは、医療機関がいわゆる血液がうんと要る場合に、その必要な血液を手に入れるのに責任体制が整備されてもらつてないから、一体その責任体制はどういうふう整備してもらふのか、こういうことをお尋ねしたときに、そのときの答弁では、各保健所管内に一カ所ぐらいの採血機関を早急に整備し、その基礎的な整備には四十二年、四十三年の二カ年間で充実する、こういうようなことの御答弁がありました。

それから四十四年の三月の三十一日現在で血液センター設置状況の表を見ますと、これは表を前にいただいたわけでありますが、これは本所四十七、支所十六、出張所百十九、合わせますと百八十二であります。全国の保健所の数からいいますと、八百三十二あるわけありますからして、四十二年のときの答弁と実績は一つも合っていない。こういうようなことから、この問題に対して一体どういうふうに理解したいだろうか、こう考えるわけであります。こういう点をからみ合わせるならば、いまのような予算というものは、

もつともつとそういうことを完全にしなければ、やっぱ採血そのものだけでもうまくいかぬのではないか。そういうことから考えて、いままで論議の中でやられておりましたように、日赤だけに依存しては、私は十分それができていかないのではないかという心配をいたしているわけでありますが、一体、前の答弁の、各保健所に対して一カ所ぐらいづつを設けるといふその大きな予算が四十二年、四十三年でやられているにかかわらず、四十四年度の報告ではそのような結果になっているわけでありますからして、その点は一体どういうふうになっているのか、あわせて両方の御答弁を願います。

製剤の研究体制の整備でございます。これは大橋先生御承知のように、わが国は非常におくれておりますので、今年度四十四年度の予算におきまして、国立の予防衛生研究所の中に血液関係の施設を増築をいたしております。金額にして三千六百万程度でございますが、

〔委員長退席、理事上林繁次郎君着席〕

建築物を増築しまして、明年度以降におきましてそれに必要な機械等の設備を整備してまいりたい、こういうことに計画をつくっているわけでございます。したがいまして、今年度はまだ建物ができるだけでございますので、これが本格的に研究活動が始まるのは一、二年先にならうかと思ひますが、いずれにしましても、国の研究機関の中に血液関係の当面問題になっております分画製剤の研究開発をやるというような任務を持った機構が一応、まだまだ貧弱ではございますが、形としてはでき上がったわけでございますので、今後十分われわれは国際的な情勢をにらみ合わせながら、この機構の整備充実をはかつていきたい、かように考えているわけであります。

それから第二点の、受け入れ体制が非常に不十分じゃないかという点でございますが、四十二年度から年次計画をもちまして受け入れ体制を逐次整備してまいってきたわけでございますが、確か

に、当初保健所単位ぐらゐに受け入れ施設をつくりたいという構想を持っていたわけでございますけれども、なかなか技術者の確保という点が一つの障害になりました。各県当局あたりの意見を聞きますと、なかなかいい医師なり、衛生検査技師なり、そういうような専門技術者というものの確保が急速にはまいらぬという点が大きな障害になりました。実ははなはだ申しわけないのですが、三年計画では当初のわれわれの考えていた線が実現できなかったわけでございます。したがって、私どもとしましては、今後こういう方面の専門技術者というものの養成等を十分考えながら受け入れ施設を整備してまいりたい、かように考えているわけでございます。まだまだ全国的に見ますと、この体制というものが十分でないことは、私ども十分承知しておりますので、今後そういうような条件の整備をはかりながら受け入れ施設を整備していきたい、かように考えているわけでございます。

○大橋和孝君 全くその技術者の少ないことはよくわかりますけれども、ほんとに献血をやっているところという場合に、先ほど考えられましたような、少なくとも保健所単位で最小限一カ所ぐらゐの受け入れ機関をつくらなければ、日赤だけに依存しておるといことは、なかなかここにむずかしい問題が起ってくる。これが進めば進むほどボランティアの精神だけで推し進めていくことが非常に障害になっていくんじゃないかと思うんです。特に、私はお尋ねいたしたいと思うんですが、血液の需給の機構を見る中で、国の責任というものがどうしても明確さを欠いているんじゃないか。これは三十九年の八月二十一日ですか、調べてみますと、閣議決定をされておられるわけでありまして、その中では、献血の組織化をはかる責任は国及び地方公共団体にある旨を明らかにされたと思うんですが、その後具体的な施策になつてまいりますと、献血受け入れ体制の整備主体は結局日赤と地方の公共団体であるということになつておられると思ひます。こういう

ふうな考え方から申しますと、国の責任というのはどういうふうになつておられるのかということが具体化されてないというところが非常に疑問に思われるわけでありまして、一体国が何かの責任を持つように具体化されているのかどうか、こういうようなことについて伺つてみたい、これが第一点であります。

それから、日赤が設備を拡充されて、採血車など最近は大々さんおつくりになつておられる。ところが、先ほど局長がおっしゃったように、非常に人が少ないし、運営費も非常に少ない。これは日赤のほうのお話で私承ったわけでありまして、これも、そういうふうな状態になつております。これは、日赤としても、引き受けた以上これを何とかしようというので一生懸命やっておられる点は私もよくわかるわけでありまして、現実には動けないという状態がここにはあると思うんですが、こういうことから考えてみますと、先ほどの予算の面ともひっかけてみて、日赤にこうしたことを押しつけていると言つては、ことばがあれかもしれませんが、日赤と地方自治体との責任というふうな形では十分にはないのではないか。もつと国が責任を持つて何かこれを処理する体制、これをまた予算の面にも反映さしていくということになれば、日赤と地方自治体だけの関係で、これだけの人員の確保から、運営の費用からたいへんではないかと思うんですが、その点についてどのようにお考えになつておられるのか、ちよつとお願いいたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 三十九年の閣議決定の基本的な考え方については、現在も全然変わっていないわけでございます。いまお述べになりましたように、国の責任というものが非常に不明確ではないかという御指摘でございます。この点につきましては、私も、いろいろこの制度を充足させる当時から研究をしてみたいわけでございます。一番ディビカルな国の責任というものを具体的にあらわす方法は、おそらく大橋先生もお考えになつておられるかと思ひますが、いわゆる

全国的に国立の施設等を拠点としまして、国の責任で、文字どおり国の責任で血液事業を運営するということがかと思ひますが、この点につきましても、諸外国の例もこれであり、またわが国におきましても、国の関係、国立病院等も持つておりますが、国が直接血液事業を運営管理するという点につきましては、いろいろ問題点もあるかと思ひます。むしろ、やはり国際赤十字連盟等が勧告をしておりますように、国際赤十字の事業として最も適當であるといわれているこの赤十字社というものが持つております病院等の協力を十分求めながらやっていくことと同時に、また都道府県なり、市町村等がそれぞれ地域住民の福祉のため、あるいは保健衛生の向上のために、地方公共団体等が積極的に協力をしていくと、そうして、政府としましては、より高い立場から全国的な指導、監督、調整等をやっていくと、こういうような形がやはり一番スムーズにいくし、現状に即したやり方じゃないかというふうなことで今日まで運営されてきておられるわけでございます。私も決して国の責任をのがれる意図はないわけでございます。今後とも予算措置等をできるだけや

いながら、日赤の不十分な面を都道府県なり、市町村等でカバーしていく、そうして国は全般的なスムーズな運営がなされるような指導監督をしていく、こういうような配慮をしていくことが一番いいんじゃないかと、私どもはかように考えておられるわけでございます。

○大橋和孝君 それではちよつとお伺いします。一回のオーブン採血には、少なくとも医者が一人、これは献血の希望者が三百人になると二人要ると、こういうわけでありまして、少なくとも医者が一人、看護婦が五、六人必要である、こういうふうにいわれております。中央のセンターには医者が三人で看護婦が十二人の移動採血車があつて、全国には百三十二台の移動採血車があるわけでありまして、一回の採血に医者は百三十二人から二百六十四、まあ二人となれば二百六十四人要るわけですね。看護婦は六百六十名から七

百九十二名が必要となつてくるわけですね、この採血車のために。これはおたくのほうで示しておられるあれによつてそうなるわけですね。この採血の要員のやりくりがこれは一体日赤だけの責任で行なえるのでありましようか。また公共団体もこれに参画するとしたら、どういふようなことを一体政府のほうでは、厚生省のほうではこれを指導しようとするのか。

それから、また、各地の医師会に協力を求めるためには半日で五千円だとか、これは手当を出しているというふうなことを聞いているんでありますが、この費用は一体だれがどこから捻出されるのかというところは私は問題じゃないかと思うんです。あるいはいまおっしゃつておりました大学病院なんか臨時の採血所を開設して協力を要請される場合、手当は一体どのように、どこが出すのか、だれが捻出するのか、大学でやらすのか、どこでやらすのか。運営費は国がめんどうみようとすることでも国の責任を明確にしなければならぬと思うのでありますが、その運営費は、一体どのように明確に考えておられるのか。この五点についてちよつと伺いたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 現在の日赤がやっております血液事業の問題につきましては、確かに先般から申し上げておりますように、専門の技術者というものが現状においても非常に不足しております。逐次、日赤自身も補充なり何なりをして養成をやつておられるわけでございますが、まだまだ兼任勤務職員等が非常に多いわけでございます。日赤病院等と兼務している職員等が多いわけでございます。こういう点を今後われわれは何かの形においていろいろの協力をしていかなきゃならぬというふうな思つておられるわけでございます。先般藤原先生からもお話がございましたが、民間の血液銀行等からそういう方面の専門家というものを日赤のほうに活用するような方法を考えたいのじゃないかと、これはまことに私も同感でございます。今日まで相当数のものが日赤のほうに民間銀行あたりから入つてきております。そ

ういうようなことと同時に、また都道府県のほうなり、市町村のほうの地方公共団体等においても、いろいろ県立病院なり、公立病院等の専門家というものを日赤のほうにできるだけ割愛していただくように、われわれ地方団体にお願ひしておきますし、たとえば先ほどお話がございましたが、血液センターの出張所、こういうものは県立病院あるいは市立病院等につくっている例が実は非常に多いわけがございます。そういうような場合は、当然当該地元の県立病院のお医者さんなりあるいは市立病院のお医者さんなり看護婦さんに協力をしてもらう、こういうようなことで実は日赤と地方公共団体、こういう持ちつ持たれつの関係でこの血液の事業を運営をしていくということでありまして、それから医師会なり、地区の医師会等なりあるいは大学病院等も、最近においては、非常に実は血液事業に応援していただいております。埼玉県なんかの医師会等については非常に血液事業に積極的に応援してもらっているわけでありまして、大学病院等についても同様であります。そういうような技術的な面での応援、それからいろいろ専門的な職員のやりくり等の点についての応援、そういう点もいろいろ今後もう少しわれわれも考えながら、日赤なり、都道府県等が血液事業を運営する際に技術者の面でのいろいろ支障がないように、まあちょっと時間はかかるかと思いますが、やっていきたいと、かように思っているわけでございます。

それから、日赤がやっております事業の運営費というものが非常に不足がちであるという点でございますが、私どもも、過去の日本赤十字社の運営の実績というものをずっといままで調査をしまいたっております。そうしますと、確かに一面苦しい面もございます。と同時に、また逆に、やはり経済効率という面から見て不適當な面もございます。そういうような点を考えながら、今後日赤の事業というものをわれわれは適正に運営してもらうように監督をしていきたいと思っております。先般行ないました保存血液の価格決定

の際は、そういうふうに非常に苦労している面と、それからまたもう少しやり方いかんによっては安上がりでできる面、そういう面を彼此勘案しながら実はあの価格を決定したわけでございます。でありますので、先般も藤原先生から御指摘を受けましたが、非常にサービス精神が不足している、そういう点につきましても、できるだけ予算的な面で片一方めんどろ見ながら、同時に、また適正な運営をやっていくというような点も考えながら、今後この日赤の事業運営に遺憾のないようにしてまいりたい、かように思っております。

○大橋和孝君 それはもう局長の答弁を伺っております。場当たりの言ひののれ説明じゃなくて、もう少しほんとうにこの問題を掘り下げて考えてもらった説明が私はほしいわけですよ。

【理事上林繁次郎君退席、委員長着席】

いまおっしゃっているように、それは日赤が気の毒な運営の面もあるけれども、また一面安上がりな効率的な面もあるのだと、そんなでたためなことを言っても、いまそれなら日赤はそういう状態ですか。いま申ししたように、いろいろな面で非常に人が不足な問題もあるし、金も非常にかかるわけ、実際に日赤としても、その日赤の利益からこういうものをみな生み出せるとお考えなんですか。あなたのいうように、これは国があまり責任を持たないで日赤がうまくやるのも安上がりな方法だと、日赤の収入は一体どこから上がってくるかというと、日赤に通っている患者さんから利益が上がってきている。しかも、設備を拡充して建物を建てたり何かするのにも所管はその中からしていかなければならぬ。日赤に行く患者さんが病気をなおしてもらいに行つて、その支払った医療費からこういうものが出てくるということになれば、その医療費で日赤がうまくやるのが非常に効率的で安上がりでいい方法だとおっしゃるなら、そのもととはどこかといえ、みんな日赤に行っている患者さんにそれが負担されてくるわけでありまして、そういうようなことから考えてみま

すと、あなたの言われている事柄には重大な問題があるとは私は思うわけですよ。ですから、日赤なら日赤にもしどこかのほうからそういう金があるとなら出てきてその金がそういう方面に振り向けられておるといふのだったら私は話はわかるのであります。ただ、日赤といえども、独立採算をされておるために、日赤のどの院長に話を聞いても、かなり苦しいと、こういう立場に追い込まれて運営をしておられる。しかも、私がいまちょっと申し上げたように、御返事はいただいておりますけれども、看護婦にしても、あるいはまたそういうことを、たとえば大学病院あたりに臨時の採血所を何かを置くにしても、こういうものに対してはみんな相当お金がかかりますね。ところが、半日で五千元も手当てとして払っておる例があるわけですね。こういうお金は一体どこから出るのか、こういうようなことを私はお尋ねをしておるわけでありまして、そういう問題に対して、あなたのほうは、地方公共団体からどれだけの援助をさせると、それからまた国はどういうふうにするのかということであれば、私はそれで納得ができるけれども、いま日赤でやることは、一面には効率的であるし、いいこともあるけれども、一面には苦しい面もあるのだ、だからもう少し苦しい面を何とかうまくすることに、よってこれが行なわれていったらいいなとお考えになつていたらどうと私は想像いたします。しかし、それをひっくり返して考えてみれば、そのお金のもととはどこかといえ、かかっておる患者さんにひっかかってくるということに私は解釈をしなければならぬと思うが、その点はどうなんですか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 私が申し上げたのは、日本赤十字社やっております現在の血液事業というもののについては、苦しい面だけではないと思ひます。たとえば、御承知のように、日本赤十字社の各県支部というのがそれぞれ独立採算制をとっております。私どもの調査によりますと、先般改定しました保存血液の価格の際の調査でこ

ざいですが、全国的に、現在の状態でまいますならば、大体半数の県が赤字で、半数の県が赤字、大体大ざっぱに申しますと、こういうふうな決算の結果からの実績が出てきております。そこで、私どもとしては、やはりこういう国全体の事業というものを日赤が担当する以上は、そういう独立採算制というものに若干問題がある。したがって、全国的にプール制を考へていくことがむしろ望ましい方向じゃなかろうか。そうすることによって、赤字の県へは黒字の県からとお互いに助けてもらう。やはり各県ごとによっておりますと、どうしても血液事業というものはうまくまいりません。先般来、お話しございましたように、ブロック単位あるいは全国的な単位で事業全体を運営していく、やはりそういう配慮がわれわれは大事だろつと思ひます。したがって、経理面の操作等につきましても全国プール制、血液事業については大体プール制を考へて、お互いに彼此融通し合うと、こういうやり方でやるのが一番効率的であるし、また経済的である。私どもはそういうプール制の観点から日赤のやり方を調べました結果、非常に苦労している面もございます。と同時に、またプール制という観点からながめると、非常に非効率的な、非経済的な予算の運営をやっているという点もございまして、そこで、先ほど申し上げましたように、日赤の運営というものが、やはり国民の期待する方向に日赤の血液事業というのが進んでまいるためには、そういう不合理な面というものは、われわれは正していくべきだというふうなことで、先般の価格決定を大臣の決裁を得まして行なつたわけでございます。私どもは、日赤のそういう各県支部単位の独立採算制というふうなものは逐次解消していくという方針で、今後日赤当局も考えてもらおうということで、この点については、日本赤十字社当局も原則的に了解をしているわけでございます。そういう事情を先ほど申し上げたわけでございます。

○大橋和孝君 そうすると、医師会なんか、半日で五千円出したり、あるいは臨時に採血所をつくったりするのは、これはみんな日赤持ちなんですね。

○政府委員(坂元貞一郎君) 質問を忘れまして、失礼しました。

医師会なり、医療機関等に協力を求められた場合のいろいろな費用というものは、日本赤十字社のやっております血液事業の予算からしかるべき方法で出している、私どもは、かように承知しております。

○大橋和孝君 いまちょっと局長もお触れになりましたが、大蔵省は、今度決定しました血液代金千五百五十円、これはまあいろいろ企業ベースに乗ったところの価格だから、別に使途も、運営費もめんどろをみる必要はない、こういうようなことをおっしゃっているように、私は聞いていたのですが、血液代金の千五百五十円をおきめになった内訳をもう一べんひとつ聞かしてください。いま日赤でも、黒字と赤字とが両方出るといってお話ですから、これをちょっと……。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先般の千六百五十円というものを百円値下げしまして千五百五十円という価格に保存血液の価格を決定いたしましたわけですが、この考え方といたしましては、私も、日本赤十字社のやっております血液事業の特別会計——これは特別会計になっておりますので、この特別会計の四十二年度の決算実績というものを基礎として、これにいろいろな推計なり、試算等を加えて算出したわけでございます。その場合の基本的な考えとしては、今後日本赤十字社のやっております血液事業のうち、採血数量なり、採血本数というものがどんどん伸びてまいります。伸びてまいりますということは、逆にいいますと、それだけ大量生産になるわけでございますので、まあ経費の点においては金のかかる面もありましようし、また逆に安上がりになる面もございましよう。そういう点を推計したということが第一点でございます。

それから第二点は、特に最近人件費、物件費というものが非常に上がってきております。したがって、こういうような人件費、物件費というものを現在の時点である程度の推定を加えて推計をし、と同時に、また人件費等については今後職員のパースアップ等も勘案しながら一定の比率を出して計算をしたということが第二点でございます。

それから第三点としましては、先ほど申しましたように、独立採算制という基本的な体制を、これは一べんにはまいりませんが、逐次今後全国プール制という考え方に切りかえていこう。たとえば、簡単に申しますと、ある物資の調達等を各県支部で調達する場合と、全国プールして一括調達の場合とでは若干経費が違ってきます。そういう面は正をしながら、今後赤十字社の適正な運営費なり何なりがどうなるかというのを考えたわけでございます。そういうような点を考えたなら、先般の千五百五十円という価格決定をいたしましたわけでございます。先ほど企業的な観点で価格決定云々というお話がございましたが、確かにこれはもの見方だろうと思えます。やはりある程度企業的なセンスというものを入れながら、今後血液事業は運営しなければならぬ点もございす。と同時に、また先般お話をいたしましたように、サービシ的な精神というものを経費面である程度見込むということも必要かと思っております。そういう両面をそれぞれ適正に判断しながらこの価格をきめていく。やはりこの価格というものが今後の日本赤十字社の運営の基本になるわけでございますので、私どもとしましては、実は三年越しのこれは懸案であったわけでございます。いろいろ事情がありましておくれましましたけれども、そういう点の精細なデータを取り寄せ、また調査をしたがら価格決定をいたしましたわけでございます。

○大橋和孝君 もう少しその価格決定に当たって、何をどういうふうに見てあるか、たとえばあなたはいまPR費とか何とかおっしゃいました

けれども、それは何ぼに、それから何は何ぼに見るとか、あるいは手帳を出したり、あるいはRhの検査料を出したり、あの五百円に対してはいろいろ示しておられたが、その他の問題に対しては大体その積算基礎は何を何ぼにしておられるかということをもう少し詳しくおっしゃってください。それでないと話がわからぬ。

○政府委員(坂元貞一郎君) 原材料費と、それから人件費、それからいろいろな活動費、こういうようなものが非常にここまかにそれぞれの項目ごとに積算をしております。したがって、一括して申し上げるものもなかなか困難だと思っております。

○大橋和孝君 大まかでもいいです。ぼくの聞きたことは、一体、この千五百五十円でもって黒字になったり、一方で赤字になると、あなたはおっしゃっておられるけれども、PR費はどれだけ、設備費はどれだけ、人件費はどれだけという大まかなことを聞かないと、一体全体黒字になるかどうかからぬのですから、大まかなことを聞かしてくださいます。検査費は何ぼ使っている、何を何ぼ使っているというのを聞かないと……もしわからなかったら資料でもよろしい、時間がなければ……。

○政府委員(坂元貞一郎君) 非常にこまかくなっておりますので、大まかに申し上げますと、かえって誤解を招きますので、後ほどそういう点を勘案した資料で御説明を申し上げます。……と思っております。

○大橋和孝君 では、次に急いでいきます。

日赤がボランティア活動によって非常に活動をしてくださっているわけですが、この血液を日赤だけでやられるという根本的な事由がよくわからないのです。先ほどから話してみますと、独立採算制で黒字になったり、赤字になったりしているけれども、一面ではボランティア活動として、この献血を清らかな精神でもってやってくるのだ、営利性はないのだ、あるいはまたこういうふうな献血の精神で、そうして組織をして

やっていくのだという考え方、一面では、またやはり独立採算でやって赤字も、黒字もあるからプールにしていけば予算ができるのだという考え方、何か初めの日赤だけにゆだねてやろうという清らかな気持ちと、何かいま話を聞いていると、そこらに食い違いがあるような感じがするわけですが、そこらの点はどうでありますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 赤十字精神によって献血事業をやっておるということになっておるわけでございますが、やはりその事業運営というものは、これはやはり一つの事業でございますので、効率的に、経済的に運営するということは、これは理の当然だろうと思えます。したがって、やはりある程度医療機関なり、血液を求める患者さん等に十分行き届いたサービスをすること、これは、もう運営面で配慮をしなければならぬわけでございますが、同時にまた、一つの事業として、ロスのないように効率的に予算を使い事業を運営していく、こういう面も忘れてはならない重要な点だろうと、こういうふうに私は考えておりますので、先ほど来からそのような趣旨の御答弁をしております。

○国務大臣(斎藤隆夫君) ちょっと御質問と答弁と伺っておりますと、かみ合わせ点があるように思えます。少し誤解が……。

黒字と赤字と局長が申しておりましたのは、日赤が各県の日赤病院単位でやっているから、たとえば、東京の日赤は黒字だけれどもある県の日赤は赤字だと、そういう状態であるから、これを全部プールにして、日赤を全国一つの計算でやれば効率的なものが出てくるんじゃないか、そういうふうに指導したと、こういうことでございすから、したがって、献血事業は日赤を全国一つのものと考えて、そして原価計算をやります。いままで千六百五十円は高過ぎるというふうに相当非難があったようでございます。そこで、いろいろと内容を分析して、まあ千五百五十円なら、これで日赤はもうけもせず、また損もせず、この程度

ならば適正な価格であらうというので、千六百五十円を千五百五十円にというように先般きめまして、私もサインしたような次第でございます。

○大橋和孝君 かみ合わない議論のように見えますけれども、私、この考え方は非常におかしいという考え方からいって質問をしているわけですから、これはひとつ大臣もよく聞いてもらいたいと思います。私、この問題は大事だと思っております。

それで、結局、日赤に献金をやらしたらいという一番のねらいは、やっぱりボランティア活動、そういうことが主体であつたわけですね。しかし、いま現在としては、ボランティア活動としてだけではないかなと思います。これを阻害している要因が何かあるのではないかと考えているわけ

です。これは何かということいろいろ考えてみると、やっぱりこれは医師会に対しても応援を求める。これに対しても、社会的な責任で協力を要請するのは要請するが、この仕事は公益性があるからということをお願いして要求されているわけ

あります。ところが、また、血液の今度「もの」を見てみますと、これは薬剤と同じように考えているんだからして、そうするとこれは企業のベースで、大きな利益はないが、しかしある程度利益が上がるから、黒字と赤字とちよんちよんぐらいでいけるのではないかとということ、百円下げたけれども、千五百五十円というものはある程度企業ベースで考えられておる。こういうことになると、やはり公益性をある程度没却した考え

方が一方で設定されている。私は、そういうところに矛盾が来たとはいくのではないかと、こういうふうな思いわけです。特に、企業ベースで価格なんか決定されていくというならば、別に日赤だけがやらなくても、ほかのところでもできるんではないか。千五百五十円であれば、ある程度、プラスでもない、赤字でもないという、ベース的に考えればとんとんにいけるのではないかと、これを追求するものがやっちゃいけません、いまままでのように、ですから、公益性を持った財団法人と

か、あるいはまた何かの法人格をとらして、いままですてきた、いろいろな技術員を擁しておるところの民間の血液銀行なら銀行があるとすれば、これをきつとボランティアの活動にふさわしい、利益を追求しないところの公益性のものにするとか、日赤と同じようなものにしていけば、必ずしも日赤だけにしなきゃならぬという理由が、今度はまだ根拠がなくなってくる、こういうふうな思いのでありますけれども、その点どうですか、大臣。

○国務大臣(斎藤昇君) 日赤と同じような考え方で、日赤以外のものにやらしてもいいじゃないかという御議論も、あるいはごもっともかと思ひますが、しかし、こういった血液は、全国彼此融通して使われなければならぬものでございまして、せつかく日赤を組織の中核としてやらせるということでは、いまやっておりますので、しかし、具体的にいま医療法人でボランティアにやろうという空気が非常に強くて、そのほうがいいということであれば、これは考慮の余地なしというわけではなと思います。私は、現在の日赤活動を中心としてやるのが適當であらう、かように考えておるわけでございます。いろいろこつちの財団法人、あつちの財団法人というものでやらせるよりも、いまの組織で欠点はないのじゃないだろうか、かように考えております。

○大橋和孝君 大臣のおっしゃることはよくわかるんです。やはり日赤といえ、国民の受け取り方も、非常に日赤精神で献身的にやっておりますと、私はそれは非常に賛成なんです。そのことに對してはとやかく申さないんですが、先ほど私が申し上げて、前御答弁をいただいたために、保健所単位ぐらいで、やはりそういうように受け入れ体制ができたほうがよりベターではないか。どこに行きましても、日赤がそんなにうまく配置されてない。こういう状態ですが、これは日赤だけじゃなくて、日赤の支社でいいと思うのです。日赤の支社というか、支所というか、出店というか、そういう形がいいと思うのですが、そういう

ことでもって、もう一つそういうものを——たとえばそういう機関もあるわけですね。いままでの銀行とか、それはいままではそういう考え方がまづいからやめさせようということだったから、それはいいと思う。だから、今度は逆に言えば、日赤の支店とか、支社とかという形で活用していけば、たとえば私は京都府におりますけれども、京都府で考えてみれば、日赤は京都府の中に中心があるわけですが、ところが舞鶴や、福地山とか、そういうところではとてもうまくいかないために、今度はいまそのところに京都府が血液センターをこしらえた。ばくはセンターということばはいいと思う。いままでのように血液銀行とか何とかと言

えば、まだ悪いイメージも残っておりますから、センターでいいと思ひますが、日赤センターの支部でもいいと思ひますが、これは一つのものになつてもいいと思ひますが、そういうことでもうとうまくやればもう少し受け入れ体制もうまくいくのではないかと。特にボランティア活動として組織化されていくならば、そういうものがあつて中核をなしていくほうがよりスムーズに動くわけでありまして、いまのやり方は、いろいろ巷間のうわさを聞けば、比較的組織されているところに入っていくのは入っていくやうですが、未組織の部分から採血することが非常に困難になつておる。こういうことをアメリカあたりと比べてみると、アメリカあたりでは、もうコミュニティとか言つて、血液の銀行にかわるやうなものが並行してやつてゐるわけですね。だから、私はそのことばにはとらわれないけれども、日赤と同じやうなものがあつて、支社でも何でもいいわけですが、そういう形でもって周囲からそういうことができれば、アフターサービスもいろいろ意味でできやうい。いろいろなことが出来るわけでありま

す。特に、ここでひとつ考えてもらいたいのは、血液センターというのは研究体制を伴わなければならぬと思ひます。実際から言えば、いままでもおそれるく日赤の中には、センターの中には本質的にやはりいろいろな権威者で指導をするところ

の体制ができてゐるだらうとは想像しますけれども、私も、いままでも何一つ明確化されてない研究体制というものがもう一つ明確化されてないわけですね。そういうことは、なぜかといへば、この血液センターである日赤がほんとうに第一線ではかり骨を折ることできりきり舞ひをしてゐるわけでありま

すから、そこでほんとうに血液というものはどうあるべきかというその血液の研究体制というものがいついかなおざりになつてきてゐる。私は、ここには少なくとも権威者を集めて、預血の問題に對して、あるいは献血の問題に對してはとんとんに研究する体制をつくっていくほうがよりベターではないかと思ひます。そういうところから考へて、この受け入れ体制は、いまの形の日赤ばかりじゃなしに、日赤の仕事の外郭にもいろいろなものをも動員して、あるいは公共団体の病院でもよろしい、あるいはまた京都府がやつてゐるやうな府のある一つの療養所を血液センターにしてしまつて、そして日赤と同じやうにやつていくということになれば、私は同じことにも思ひます。ありますからして、前も言つてゐるやうな預血的なものをやめてしまつていいと思ひますが、しかし、献血と一つにして、じゃ預血と献血とどう違ふのかといへば、いまの状態ではかわつてないわけ

です、事実問題、内容は、ですからそういうことにとらわれずに献血一本にして、そういうものをうまく組織化して、そして少なくとも前から言われておつたところの保健所に対して一つぐらゐのそういう受け入れ体制を公的に持てば、よりベターではないかと、こう思ひます。ですから、そういう観点からして根本的に一べん考え直してもらわないと、ただプール制にすればいいんだというふうな安易な解釈では、なかなかいまい件費もまた高くなりましようし、また人も得られない時期であらうからして、そういうことの抜本改正がどうも私は手ぬるいのではないかと思ひますが、その点はどうぞごいませうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 仰せの点は、私も方向としては賛成でございます。できるだけ全

国的にきめこまかい網の目を張りめぐらすということが一番望ましい姿でございます。先ほど来お話しをしますように、保健所単位ぐらゐに受け入れ施設をつくるという考え方については、私どもも、今後そういうような方向で努力をしたいと、かように先ほども申し上げたわけでございします。ただ、その際、どうしても私ども一つの障害にぶつかりますのは、医療機関なり、そういうような医療施設と密接な関連がなければ、この血液の受け入れ施設というものは円滑に運営ができません。したがって、病院等の医療機関というものが近所にありまして、そういう医療機関と絶えずタイアップしながら血液センターを運営していくということが一番やりやすいわけでございします。で、できる限りそういうような官公立等の医療機関の近辺に血液センターの出張所といわれるようなものを今後つくっていきたい。いままでも少しづつではございますが、公立の出張所ができてきております。今後そういうような点を配慮しながらセンターを数多くつくっていくと同時に、また片一方で医者等の専門技術者というものがなかなか得たいという面もございします。そういう面も一つの障害になるわけでございしますけれども、できる限り官公立等のほうから今後応援をしていただくというようなことを絶えずそれぞれの方面にお願いをしているわけでございします。なかなかこういう医師、看護婦等が、ただでさえ都会に集まりやすい傾向がございまして、若干へんびなところには、なかなかそういうセンターが現実問題としてできにくいというような障害もございします。そういう点を逐次名案を考えながらやっていかなきゃならぬのじゃないかと、こういうふうには思っているわけでございします。

○大橋和孝君　いま伺っております、なかなか研究のほうも大事だと思うんですが、いろんな問題でむずかしい点はむずかしいと思ひますけれども、いまだ血液の問題については、血清肝炎の問題を含めまして、血液の長期の保存の研究とか、あるいは代用血液の研究とか、血液の凝固

の問題あるいは血液型なんかの問題で非常に大きな研究課題が幾つもたくさんあると思うわけであります。しかし、これはなかなかこういう問題に取り組みはお金もかかるし、非常にたいへんだということ、血液の行政の中では、ちょっと見送れがちな、大学とかでやられるだろうというふうな見方が非常に多い。そればかりじゃなく、私承っているところによれば、東大あたりでは、血清肝炎の研究が内科のほうに委託されておるようなことも聞いておりますし、ことしですか、四百五、六十万出ておるはずですね。そういうようなことも聞いております。また、冷凍血液の研究等、また血液製剤なんかの研究なんかでも予研のほうに、先ほど局長がおっしゃったように、四千万ほど出しているわけですね、こういうこともよくわかるんでありますけれども、しかし、いつだったか、日赤の外山部長でしたか、血液の研究に力を入れますというふうな抱負を委員会でもお話しになっておりました。だからそういうことも私十分承知しておりますが、しかし、ほんとうに日赤の現状でこういうふうなものの費用が出しているのかといえは出ていない。つい大学とかどこかでやってもらつて、やつてもらつた結果を出してもらつたというふうな形にはなると思ふのですが、これはやっぱり国のほうで、もし日赤にそういうふうにしてやらせるとするならば、そういう費用としてつけるというふうな、何か助ますというか、日赤に援助する。さらに日赤以外にいろいろな組織がほしいと思ひますけれども、そういうことを含めて、もう少し国からお金を出すというふうなことは考えられないものですか、大臣。

○国務大臣(斎藤昇君)　血液の、先ほど議論になっておりました値段をきめるということの中に、そういう研究費もこめて値段をきめるという行き方もあろうかと思ひますが、このたびのきめ方には、いまおっしゃいますような今後新しい研究開発という意味のものはこめてありません。そこで、他の研究費として日赤につけたらどうだ

と、血液事業もやらししているのだからということも一応ごもつとも存じます。日赤で特に血液研究をするからということであれば、そういう研究費もつけたらと思ひますが、厚生省といたしましては、ただいまは予防衛生研究所で、いまおっしゃいましたような特殊の研究を今後相当大幅にやりたいと思ひていま着手をいたしておりますので、そのほうの充実と相まちまして、いまおっしゃいますような趣旨のことを考えていきたいと考えております。

○大橋和孝君　ひとつできるだけこの問題には積極的に取り組んでいただいて、ことにいま申ししておられたように、分画製剤とか、血液製剤というものは、いま相当アメリカあたりでも進んでいるようにも聞いておりますし、今後日本でもそういうことに取り組んでもらつたならば、非常に大きな成果が得られることが目の前に見えているわけでありまして、そういう方面には四千万円といわないで、また、日赤が血液センターとしてやるならば、日赤あたりにもかなりつけていただきたいと思ひますので、特に大臣にお願いしておきたいと思ひます。

それから、同時に、血液製剤の対策ですが、先ほど聞いていたのは、まだまだ非常に今後問題があると思ひますが、私は、その血液製剤の問題では、この原料が一番問題ではないかと思ひます。ですから、その原料を一体どうするかということが非常に大事にされるだろうと思ふのでありますが、この間、もう藤原委員のほうから何かそれにお触れになりましたから、重ねて私は触れたくはないと思ひますが、最後に一言それについてお聞きしたいのは、日赤のいまやっております。これは相当量に達しておる。これは私の伺つたのが間違ひかも知れませんが、伺ひましたところでは、各日赤の府県単位でもって分離をして、血清と分離をして中央に届ける、こういうふうにして聞いているのでありますが、やっぱり各所でやられるのに多少の技術的誤差といひますが、そういうものがあつたり、これはまた古くなつたりすることも原因でありましようけれども、そういうことのために、比較的使えないものがたくさん出てきているのじゃないか、あるいはまた長く冷凍に置いておかれたためもあるかも知れませんが、それが聞くとところによれば、出されておるものが半分も使えなかつたというふうなことになる。これは一リッターの三倍、三リッターも必要になる。その実態は、これはいまだどのくらいになっておりますか。おそらく三分の一もいまだきていないと思ひます。医療機関の要望に対して、ですから、そういう点からいへば、もつとそういうものもつくらなければならぬし、あるいはまたガンマグロブリンにしても、アルブミンにしても、そういうものも私は必要じゃないかと思ふのです。そうした分画製剤の要望というものは非常にきつと思ふのですが、そういう点から考へるならば、私はこの廃血がもつと十分に利用されるようなことを考えていただきたい。特にいま日赤でやられるのは、わずかにガンマグロブリンを少しおとりになるだけだと思ひておるわけでありまして、もし、そういうことがほかのほうでできるならば、そういう研究機関を設けるなり、あるいはまたそういう審査なり、あるいはまた何とか懇談会とか、何か日赤の中にそういう研究機関を設けて、廃血になつたらすぐそちらに、製剤所にまかせて、製剤所をまた指定してもらふのはむずかしいでしょうか、何かそういう機関で合理的にいい製剤所を指定してもらへばいいわけだと思ふのでありますが、そういうところで製剤をさす。と、いまのように製剤をさすためにそんなところで分離をしたり何かしないで、もう保存血として使えなかつたらすぐにほうり出してしまつて、期限切れたものは保存血に間に合わないのではありませんから、それはもうそこで日赤から切つてしまつて、製剤所に移してしまふ、これくらいのことをやれば、残つた保存血は、献血として清らかな気持ちで出しておる血液でありますから、せ

めて、それが使えない状態になったならば、それは十分血液製剤に使うということで、合理的にさしたほうが、国民の側から、献血をする人の側からすれば納得がいくようなものになるのじゃないか、こう思うわけでありまして。何のためにそれを分離して、日赤の中央にまでそれを集めなければならぬのかということが、私は勉強も足りませんからかもしれないと思いますが、そういう点からいっても、私はいまやられていることが納得できないわけですね。ですから、そういうことに對しては、もう少し中央で、厚生省のほうで指導されるとあらば、そういうことはもっと具体的に早くして、そして材料に困っておるときですから、材料をそういうふうにしてもらうということに踏み切っていくべきではないかと思うのですが、この前はそこまで聞いておりませんので、そこまで踏み切ったお考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先般の藤原先生の御質問にもお答えしたとおりでございます。廃棄血液を有効に活用するということは当然のことでございます。いままでのやり方を私も見ますと、確かにこの点についての配慮というものが不十分であったことは認めざるを得ないわけでございます。そこで、いま日本赤十字社がやっておりますようなやり方というものにつきましては、この際根本的に考え直しまして、この廃棄血液の有効活用という観点から、この廃棄血液の利用方法をどういうふうにすればいいかということは、現在、案を練っておるところでございます。したがって、いままでのやり方をこの際反省をしまして、仰せのように、有効活用という面から、この廃棄血液の処理方針をできるだけ早く結論を出しまして実施に移したいと、かように考えておるわけでございます。

それからもう一点だけちょっとここで触れてお伺いしておきたいと思う点は、この採血をするところの受け入れ体制の面は、そういうようなことであるという問題はありましようが、いま私がお願いを申し上げましたように、外郭的にそうしたいという、少なくとも保健所に一つ、いろいろの、将来は、そういう受け入れ体制をできるだけつくってもらいたいと思ひます。同時に、臍血になる量は、それは、私もお伺いしましたら五割内外あるいは多くて一〇%ということでありまうから、これは外国に比較してしましても、ほぼ同じくらいの程度だと思ひます。ですから、その点は問題はないように思ひます。その間もちょっと触れましたけれども、ために、この間もちょっと触れましたけれども、その後明確な処置はあまりとられていないように考えますが、もう少しこれも研究してもらって、いわゆるこのごろ機械がたくさんできておるわけでありまして、航空機もまた交通機関も非常に便利になっておるわけでありまうから、この間うちも新聞を非常ににぎわして、私どもも心配したわけですが、東京都に〇型がなくなつたとかで大騒ぎなこともあつたわけでありまう。ですから、そういうことから考えてみますと、当然いまいのような設備で、機構でいけば、なかなかそういうことは、うまく進められつあるとはしまして、何かのときにはそうしたアンバランスといひますか、そういうことが起こり得ると思ひわけでありまう。ですから、私はもう少しコンピュータも使い、あるいはまたいつも中央でコントロール・センターならコントロール・センターでそれがはっきりとつかめておるという形で絶えずそれが指令によつて現在高が各府県でわかるように、最近、何か電話やいろいろなものでもそれがわかるようにしていただいておりますのであります。その受け入れ体制は日赤にのみならず、それを与えるほうの体制はもう少し国のほうで指令を出して、各都道府県にこうしたセンターに對していつも連絡をとつて、いまだこには何ほのあれが

あるから、どこには何々の血液をどういうふうにとらす、こういう計画くらいは絶えず出されていつて、スムーズにそれが動くことによつて、いまの五割、一〇%のものがもっとそれが低下するならば、日本においてはこのように低下した実績ができたということになれば、外国に對しても大きな、誇らしい行政になり得ると思ひます。ですから、そういう点からいっても、外国並みであるからそれでいいという考え方でなくて、大事なボランティア活動として集めてきた血液をこのようにして集めて、これに對してどういうふうな報いているのだということを示してもらえよう。配給機構、こういうようなものをひとつ日本に一つ、あるいは、その点いかがですか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 需給調整のやり方につきましては、仰せのとおりでございます。やはり都道府県というような区域等で血液の需給調整をはかることは、もうすでに時代おくれであります。したがって、私どももいま仰せられましたような観点で数年前から考えておりました。昨年からは日本赤十字社に對して、コントロール・センターというような構想を実現するように指導してまいつたわけでございます。それを受けまして、日本赤十字社は、現在全国的に七ブロックにコントロール・センターというものを設け、中央に中央のコントロール・センターというものをつくくりまして、各県ごとの在庫量あるいは採血量、そういうものをそのつどそのつどブロック単位でコントロール・センターから中央のコントロール・センターまで報告をしております。ところが、まだ発足したばかりでございますが、大体五割程度のものがこのコントロール・センターによつて、都道府県の区域を越えて需給調整ははかれてきております。いま御指摘のような方向は、われわれもぜひ早く実現したいわけでございます。ですので、今後こういうようなコントロール・センターというものを機械化する等の措置を講じながら

ら内容を充実し、そして軌道に乗せていく、そういうようなことによりまして血液の需給調整をはかつていくということがこれからの大きな課題であるうと、こういうふうな考えをしまして、いろいろの施策なり何なりを研究中でございます。一応コントロール・センターというものが昨年から実施をされておりますが、まだ完全に軌道に乗っておりません。したがって、まだまだ検討をしなければならぬ点が多々ございますので、そういう点を十分考えながらこの全国的な需給調整のセンターというものを軌道に乗せてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○大橋和孝君 もう時間がなくなつてまいりましたから急ぎたいと思ひますが、このところ大事な問題ですからちょっと大臣にお伺いしておきたいのですが、先ほどからちょっと私ひつかつてはお伺いしておるところは、日赤にお願いをして、そういうような配給の機構まで日赤にやらせるといふような局長のお話でありますけれども、これも一つの方法かも知れないのですが、それに対して私は抵抗を感じてはおりませんけれども、しかし、その中でやはり私は国が責任をどこまでとるかというところをある程度考えないと、ただやらしているやうな感じがするというところで、まだうまくはいつていないけれどもこういうことだといふことではなくて、この程度までは国が責任をもつて、たとえば配給機構であればコンピュータを何とかするものだけは国から補助するから、こういう線に乗せなさいといふような、もっと強力な何かの指導方針といひますか、あるいはまたそういうことをするやうな何か厚生省の中に機関をこしらえていただくとか、何かそういうようなことで、もっと踏み切つていただかないと、こういうようなことがなかなかうまくいかぬのではなからうか。たとえば先ほど申し上げましたような何%に下げるといふことは、何かいろいろなことをずつと一連のものとして考えてみまうと、これは製剤の問題に對してもそういうことは言えると思ひますが、何か一つの基本的なも

のと、これだけのものは国が見るから、あなたのほうではこれだけをやせというような、強力な指導というものをひとつ考えていただきたいと思うのですが、大臣、その考えはありますか。

○国務大臣(斎藤隆夫) 大橋委員のおっしゃることはよくわかります。国自身がやると同様に、たとえば日赤にやらせるなら日赤が動くように、配給が円滑にいくためには国がやるように思うところ、自分の手足のように動けるように予算なり、人的要求なりも見ていかなければなりません。

あるいは配給だけ国が取り上げてやるということも考えられると思います。おっしゃいますことはよくわかりますが、現在進めております事柄を充実させる意味で、十分配慮してまいりたいと考えております。

○大橋和孝君 じゃ、私の分画製剤の中心についてちょっとお伺いしたいと思うのであります。これはプラスマネットとか、アルブミン、ガンマグロブリンと、いろんなものができるわけですが、私は、このガンマグロブリンについてちょっと業務局長にお伺いしておきたいのですが、このガンマグロブリンというものは生物学的製剤からこのごろはずされて、普通の薬品としてやられている。生物学的製剤というものは、やはり血漿たん白とか何かの検査が要るもので、なかつたらそんなものに入らない。何かそういう規定のもとにこれは普通薬に落ちているというふうなことを聞いておりました。先ほどからお話しになっておりましたように、血液を原料として、あるいはまた胎盤やいろんなものも使われておりますが、しかし、こうした非常に高価なものであり、しかもその製剤たるや、これはいろんな免疫原を含んでおりますからして、いろいろ破傷風とか何とかならん免疫に使われるという、ことにはしか—あとでちょっとお伺いしたい風疹などにつきましても、このガンマグロブリンというものはよくきくわけでありまして、そういう観点から申しますと、このガンマグロブリンなんかは、なぜ普通薬品に落とされていくのか、む

しろ私はこういうのは生物学的な製剤としてやはり細菌製剤課のほうでこれは取り上げていくべきじゃないか、こういうようなことを考えておりますので、このところのことはむしろ後向きになっていくのではないかとこのことを考えて、一応ちょっと質問しておきたいと思っております。

○政府委員(坂元貞一郎君) 所管の細菌製剤課長から答弁いたします。

○説明員(山中和君) ただいま先生からガンマグロブリンを普通薬品に落とされたということでございますが、そういうことはございません。前と同じように、生物学的製剤として取り上げまして、予研の国家検定品として扱ってございます。ガンマグロブリンのこれからの開発におきまして、ガンマグロブリンは免疫が入っておるわけでございますが、それが現在では破傷風の免疫のガンマグロブリンだけできておりましたが、今後、開発が進みますと、その基準は順次つくっていくという方針でやっております。

○大橋和孝君 そういふふうな細菌製剤課長のお話ですが、これは実際は健康保険のほうではいまほとんどこのガンマグロブリンは普通薬品として取り扱われているのです。だからして、いまあなたのように、製剤課のほうで、ガンマグロブリンをいまのように、予研で考えられているように、生物学的製剤としてつくっておいて検定されて出しておられるならば、これはもう私のほうでは一べん保険局長のほうと話をしておいて、それをいけないうことにはしないといふ感じが悪いと思うのですが、事実、これはもうみな点数からいいますと、大きな差があるわけですね。生物学的製剤として取り扱う場合と普通の皮下注射の製剤として、薬品として使う場合とは大きな差があるわけですね。いままでそれは非常に何べんも問題になってきておりましたが、最近はその生物学的な製剤とされていらないために問題が起きておるわけでありまして、あなたのように、これはまた別な機会に私は質問させていただきます。

これはそれでけっこうであります。

○説明員(山中和君) ただいまの、保険で普通薬品として扱っておるということでございますが、薬価基準にこれは収載してございまして、人免疫血清グロブリンという一般名で収載してございまして、したがって、保険で請求なさる場合には、この薬価基準をもとにしまして請求できるはずであります。

○大橋和孝君 それは生物学的製剤としてでありますか。

○説明員(山中和君) そうです。

○大橋和孝君 わかりました。けっこうでございます。

それからもう一つだけ、原料の問題で局長に伺っておきたいのですが、アメリカあたりでは、プラスマフェレーシスといって、分離採血なんかしておりますが、これは日本でも行なわれておるのではありませんか、私はこういうようなことがあれば、赤血球をその場で返すわけでありまして、血液をあげたほうの人の側には貧血を起さないで非常にいい方法じゃないかと思っております。外国でも行なわれておる方法でありますから、これは血液センターのほうでは、日赤のほうではどう考えておられるか。そのことを一言伺っておきたいと思っております。

○政府委員(坂元貞一郎君) アメリカ等でやられております血球の返還採血でございますが、このやり方は、いま御説明ございましたように、血球と血漿を分離いたしまして、血球を供給者のほうに戻しまして、血漿部分だけを採用するという方式のようでございます。この方式は、確かに現在の医学的な面から申しますと、非常に合理的な面があるわけでございます。アメリカ等で非常に実施されているように聞いております。そこで、わが国の場合は、現在民間の血液銀行等において一、二のこのやり方を試験的に実施している段階でございます。こういうやり方が人体に影響がないかどうか、採血する前と採血したあと等でどういような影響があるか、そういう点についてま

だ若干不明確な点がございまして、いま民間血銀等で試験的に実施しているわけでございます。私もとしましては、このやり方等が今後十分実証的に裏づけられまして、非常にいい方法だといふようなことが等が学界等でも認められますならば、十分考えてまいりたいと思っておりますが、何分にもこの方法は、やはり一種の医療行為として現在なされておるもので、そういう面もひとつ法制上の問題として問題点がございまして、そういう問題もあわせて検討をしていきたいということ、現在専門学者等と相談をしております。

○大橋和孝君 これは、アメリカではカッター社あたりでは、こういうようなやり方で、二万五千リットルくらいとっておるということでありまして、それから、また非常にこれが進んでいって、まだこの数倍になるだろう、それからまたとる量も非常によけいとおるようでありまして、向こうのほうを調べてみますと、こちらのほうからいっても、いまのところではおそろく一萬リットルくらい。いろいろなことで、いわゆる例の悪評高いところの乾燥血漿なんかつくる材料として全部で一萬リットルくらいでございますね、いま使っておりますのは、ところが、原料としての必要量からいえば三萬リットル以上であるということですから、これからの問題として血液の材料というか、そうした分画製剤というものをやるうと思えば、そういう材料というものが大きな問題になってくるわけでありまして、外国においてはいま研究されつつあるものであります。日本においても外国をしのぐだけの医学的な研究設備もされておるわけでありまして、ここで話は戻りますけれども、助成金でもつけて、こういうことがいとなれば、いいという結論が出るように早くやっていたらいい。ことにプラスマネットのようなものができて、うんと使われる率が多くなっていけば、これはまた肝炎や何かの心配もありませんから、これは非常にいい。最近の医療機関の話を聞くと、入ってすぐある程度たて

ばそれでも売り切れたということになっておるようであります。そういうことを含めて、非常にものが高くなることになっておるわけでありますから、もっとこれが自由に——自由といつてはおかしいけれども、もっと楽に原料が手に入つてできるようなれば、コストも下がってくるわけであります。そういう点からいっても、稀少価値にいつまでも置かないで、やはり材料がうまくできるような研究も早くしてもらつて、そうして分画製剤をたくさんつくつてもらふ、こういうことが私は必要じゃないかと思うわけです。特にガンマグロブリンは、風疹あたりでも——あとからちよつと質問しますけれども、こういう問題を考へてみても、非常に大事な制剤で、ガンマグロブリンは比較的たくさんできているようでありますけれども、そのほかたくさん利用すれば利用できるわけであります。それが高いから非常に利用しにくいという欠点がありますから、何か少し原料を考へて、これを十分うまくやつていただくように努力していただきたいと思ひます。どうぞその点お答え願ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) ただいまの血球返還採血の問題にしましても、現在やつております試験的な研究の結果を十分見まして、学者等、学界等の意見を聞きながら、こういう問題について意欲的に研究を進めてまいりたいと思つております。

それから、それ以外の血液の分画製剤の研究につきましても、先ほど来から申し上げておりますように、非常にわが国の水準がおくれておりますので、今後、この点については、相当積極的に研究体制を整備しながらやつていかないといかぬのじゃないかというようにもございまして、これからこういう面を血液行政の最重要の項目として鋭意やつてまいりたい、かように考へております。

○大橋和孝君 えらいおくれましたが、もう一つ、十分か十五分沖繩の風疹の問題についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

これは、厚生省のほうも非常に大きく取り組んでいただきまして、調査団も出していただき、あるいはまたいろいろしていただいているわけでありまして、いろいろその調査の結果、あれは一九六四年、五年だったと思うのでありますが、猛烈な風疹の大流行がありまして、そのために妊婦の病気になる方々から相当たくさんな障害児が、わずか半年、近々の間に三百何十人とか、四百人近いような人ができたように聞いております。特にそれがトリオと言われているところの三つの症状、たとえば心臓に欠陥のある人、目に白内障、緑内障のある人、それに難聴というものがそろつてある人、あるいは別々にある人というので、非常にたくさんできたわけであります。難聴が三百何十人でしたか、六十九人だったか何ぼ、それから心臓に奇型のある人が五十二人だったか、それからまた白内障二十八人とか、報告書を私読ましていただいたわけでありますが、こういうようなことが起こつて、おそらくいままでにも想像されぬようなことが起こつたわけでありますからして、その後調査団の報告書によりまして、非常にいろいろうまいをされておると思うのであります。その中で私が聞きたいことが三、四点あるわけなんです。

それは、どうも私不可解なんで、十分に納得できない点はいろいろ点かと申しますと、こういうような大流行があったときに、もうそういうことはすぐ考えられなければならない、風疹が妊娠初期の人に起こつたならば、子供さんにそうした障害児が出るということは、もう十分に前からわかつておるわけです。それに対して、そのときに対応するような処置がなぜ行なわれなかったのか。これは考へてみれば、この風疹そのものが非常に軽いものですから、おそらく内地でも、かかつておつても医者にかからずに済んでおる分もあると思ひますし、特に沖繩ではそういうことがあり得たというので、さも、あたりまえのように言われるかもしれないけれども、やっぱりこういう問題は、特に注意してもらわなければならない点だと思ふ

わけであります。そうした公衆衛生活動というものが非常にうまくいっていない。考へてみるならば、沖繩では保健所の数からいっても四カ所か五カ所ですね。それで非常にうまくいっていないということがこのような悲惨な状態になったんだらうと思ふのでありますが、こういうことについて、今後日本と同じような形で沖繩を復帰させるという考え方からいえば、私は、この問題に対して非常に積極的に取り組んでもらわなければならない、そういう点であります。それにかかわらず、今回の報告を見ておりますと、たとえばNHKから百何台とか、あるいはまた耳鼻咽喉学会から三百何台、こういうものが寄贈されてやられておる。私は、そういう方が善意でやられておることに對して感謝するし、また国としても非常にいいと思ふわけでありますけれども、そこで不可解に思ふ点は、そういうことであれば、もつと国が積極的にやろうという——乗り出した方が善意でやつてもらふからそれでいいという形でおられること自身に対して非常に私は不満に思ふわけです。特に、そういう問題が出たならば積極的に取り組んでもらつて、そうして早く調査団を出して、これに対してはこれだけのあれをしようというふうなことをどんどん提案してもらふべきではないかと思ふのであります。第一点に、私はそういうふうな報告書を見て、善意な形でもつて三百何台か寄贈されてやられておるということに對しまして、私は非常に心細く思ふ。特にその中で、もう一点私は不可解に思つた点は、非常に難聴なんかも進んでおりますので、やはりいまの政府で考へておられるような一万円ぐらいの補聴器ではなく、もつと高性能のものを使わなければだめだという結果になつて、こういう善意でやられておる方々も三万円近くするものを出しておるんですから、こういうような点でも、政府が先に旗を振つていただく、こういうようなことでなければならぬ。そして善意のものは善意のものとして受けて、また善意で受けたならば、それに対してあとの対策ではこういうふうに向けてやるんだと

いうことをやつていただきたい。こう思ふわけですから。ところがこの対策を見ますと、これはもちろん文部省と厚生省でいろいろ話を分けてやつていただきますからうまくいっているだらうと思ひますけれども、話を聞いてみますと、そのところ非常に問題があるわけです。今年度は何でも心臓の手術を五人とか、それから目のほうの処置を十七人とかおきめくだったと聞いておるわけですが、それはそういうふうなものであるかどうか。もし、そういう考へでいくならば、こういう方面にもつとどんどん金を出して十分なことをやつたらどうか、こういうふうなことを考へると、何か厚生省の取り組み方が消極的ではないか。

また、総理府のほうでも向こうのほうに對してのあれをされるわけですから、厚生省ばかり言つてもいけないわけでありまして、総理府あたりもそういうことを考へて、そうして厚生省と話し合ひをつけて、これに對してもつと前向きな姿勢でやるべきじゃないかと思ふんですが、この三点について。

○委員長(吉田忠三郎君) ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) それじゃ速記をつけ

○政府委員(湯美節夫君) 御指摘の沖繩におきま

ろの保健所の活動につきましてもやはり遺憾の点があったと思つて、この点につきましても、今後そういった予防活動につきましてもの重点を考へなくちゃならない、かように思つております。

○大橋和孝君 はつきりしていますから問題点だけ言います。ばつばつと答えてください。その問題点は、結局五人と十七人にきめた。だからこれは当然もつと国が出さなきゃいかぬということに対する考え方、それからいふ話によると五人というのは心臓のほうにやっていますけれども、これは何とかして公費でやりましようということをやっているけれど、目のほうに対してはこれは金がないからやらぬと言っている。こういうことではないか。当然金はわずかな金、二百万円くらいです。ところが、話を聞けば、百万はNHKから出してもらう、また民間に頼っているわけです。そういうようなやり方ではいかぬので、これはもつと国がどどん前向きにやるべきじゃないか。民間では千六百万金を集めているわけですが、こういうことに使おうと言つて、この中からまた百万もらう。あつちこつちから金をもらつてやろうとするこの態度は実にけしからぬ。ですから、これはもう國のほうで、あとの対策はこうやりましよう、特に文部省と厚生省とで、難聴の人をいかに教育していくかということに対してはどういうものをにつけましよう、こういうようなことを少しかつちりやらなければいかぬ。

もう一つ伺つておきたいことは、来年の一九七〇年は風疹の大流行期、こう言われているんです。内地に対してもこれは何もやられていない。ワクチンの開発もやらなければいかぬ。ワクチンの開発に二、三年かかると言っているが、日本のいまの状態でもちつと腰を入れてやりさえすれば、こんなものはすぐ開発ができる。もし、これが開発できないで、来年こういうものが起こつたら、日本にも同じようにまた難聴の人が何千人かできてくるわけですよ。こういう点はどうするか、この四つの点に対してばつばつと答えていただきたい。

第七部

社会労働委員会会議録第二十六号 昭和四十四年六月二十四日【参議院】

○小野明君 私も関連していますから、大臣にひとつ明確な御答弁をいただきたいと思ひます。というの、いま大橋君が指摘していますように、民間だけに全くけたを預けてしまひまして、いまま手術をすれば救えるものを、人数を限つてしかやらない。まことにおそまつな話で、しかもこれは新聞報道によりますと、佐藤総理はか福田大蔵大臣、現閣僚が全部で二十万円かお出しになった。けたが二つほど違うんじゃないか、こう思つたのです。それぐらいの慈善的なことでもやりになるよりも、来年度の予算、本年度の予算なりで措置するということに緊急に——三百六十五名くらいおられるというんですが、救えるものなら、早くやつぱり措置をしておくといいんじゃないか。わづか総理以下閣僚そろつて二十万というのは全くこの問題に対する政府の姿勢を私はあらわしておるものと、こうしか言えない。ですから、この問題について大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 沖縄の風疹児対策につきましては、私はやはり政府ベースでやるべきだと考えます。民間ベースに依存することなしに。そういう意味で、本年の施策におきましても、殊に来年度予算におきましても、総理府に連絡をいたしまして、御趣旨のようによるべきものと、かように考えます。

一九七〇年には、日本にも風疹が大流行をするのじゃないか、それに対する備えいかんというお尋ねでございますが、私どもの考え方としては、日本にはその流行すまいという考え方ではございませんが、その詳細は専門家からお答えをします。

○政府委員(村中俊明君) 風疹の流行についてでございますが、現在、ビールス学者の研究によつてわかつておりますことは、日本の風疹の流行のとき、ビールスと、それからアメリカで数年前流行いたしたビールスと、毒性において相違があるというところが動物実験において証明をされた。しかも、日本国内におきましては、小規模で次から次から流行していく。二十歳を過ぎますと、大

体九〇%以上の免疫を持っているというふうな実態から、ただいま大臣が申し上げましたように、爆発的な流行は、まず来年についてはないだろうというのが一般のビールス学者の意見でございます。ただ、問題は、ビールスが同じでございますので、こういう毒性というものが、一体アメリカと日本でなぜ違うのかという点の究明がまだ残されている。御承知のとおり、ビールスの毒性復帰は、人体を通じて強くなるというふうな学問的な常識があるわけでございます。この毒性が強くなる段階で、早くワクチンの開発をやるというのが私は方法だ、こう思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 風疹に対する生ワクチンの開発でございます。今年度の研究費ですでに研究に着手しております。しかし、これでは十分でございますので、明年度予算で風疹の生ワクチンの開発研究をやるようなことを現在考へております。おそらく明年度の研究開発の予算がもし計上されますならば、明年度限りで風疹ワクチンの開発は明るい見通しができる、こういうふうにおわれれば期待をしております。

○説明員(岸良明君) 総理府のほうで沖縄に對します予算を算定しております関係から、御説明申し上げたいと思ひますけれども、風疹に對しまして、先ほど先生が御指摘になりましたように、民間の寄付にたよつていふとおことばですが、私ども実を申し上げますと、そういう意志は全然ないわけでございます。もともとこれは総理府のほうから援助策をいたしまして、厚生関係につきましては、約一九六九年度で二十七億出してあります。また一九七〇年度は四十四億出してあります。したがって、そういうふうな援助予算に基づくと、この沖縄の琉政の予算で、これに對する対処ができるかということをまず検討してみたいわけでございます。ちやうど年度の半ばでございますので、すでに予算等も確定いたしておりますから、非常にその点やりに苦勞いたしました。その結果、心臓疾患については、これは政府予算でできる。それから、いわゆる調査団を出しまして、

教育指導に關しましては全部これは政府予算でできる、こういう結論が出たわけでございます。なお、目の疾患につきましては、実を言うと、既定の予算がなかったもので、これはどういう形でやるか。一九七〇年度の予算が七月一日からでございます。そこで琉政のほうでいろいろ検討させましたけれども、御存じのとおり、歳入欠陥等のいろいろの財政事情から、なかなかそれが出てこないというふうな状態になりましたので、幸いと申しますとおしかりを受けるかもしれませんけれども、民間でそういう御寄贈の申し出がございました。当面はこれを活用してこの目の治療をやろう。何しろ早急にやりますと失明になる、こういうことでやつたわけでございます。もちろん一九七一年と言いますか、四十五年度以降の予算をどうするかということについては、当然これは國の責任において、何らかの措置を講ずると、こういうことを検討中でございます。

○委員(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉田忠三郎君) 速記をつけて。
委員の退席者も多く、定足数も欠いておりますので、本件に關する質疑は、後日引き続き行なうこととして、本日はこれにて散會をいたします。
午後五時三十二分散會

六月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、むちうち症の療術治療に關する請願(第六〇四二号)(第六一三二号)(第六一三三号)(第六一三五号)(第六二六七号)(第六二六八号)(第六二六九号)(第六三三九四号)
一、医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反對等に關する請願(第六〇四三三号)(第六一四二二号)
一、健保特例法の期限延長反對並びに健康保険法一部改正案反對に關する請願(第六〇四四号)(第六一〇六号)(第六一〇七号)(第六一一二

改正案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮一ノ二ノ三

紹介議員 井上武之進外九名

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六一八四号 昭和四十四年六月九日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願(四通)

請願者 埼玉県北足立郡新座町片山一八二

紹介議員 高久幸五郎外三名

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六二七一号 昭和四十四年六月十日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願

請願者 東京都足立区椿二ノ三ノ一八

紹介議員 橋岡栄子

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六二七二号 昭和四十四年六月十日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市染谷八六九 伊東製

紹介議員 松外二名

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六三三二号 昭和四十四年六月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ六四ノ一

紹介議員 内海誠

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六三九五号 昭和四十四年六月十一日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願

請願者 東京都練馬区向山二ノ二八ノ三

紹介議員 菅野裕外一名

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六四一三三号 昭和四十四年六月十二日受理

健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部

改正案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区方南一ノ四九ノ九

紹介議員 大津与作

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六〇四五号 昭和四十四年六月六日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険

法等の改悪反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市酒門町付石川道

一、二五四ノ二 浅野哲男外百五

十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第六四九四号 昭和四十四年六月十二日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険

法等の改悪反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田左京長根五ノ二

二 玉山徳郎外六百四十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四九五四号と同じである。

第六一〇三三三号 昭和四十四年六月六日受理

医療保険の抜本改悪反対に関する請願

請願者 岡山県都窪郡早島町岡立岡山療養

所療和会内 岡本武一外三百五十五名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第六一〇四号 昭和四十四年六月六日受理

医療保険の抜本改悪反対に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西条町 小林貞夫外

四百八名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第六一〇五号 昭和四十四年六月六日受理

医療保険の抜本改悪反対に関する請願

請願者 広島県安芸郡瀬野川町畑賀二八七

ノ一国立畑賀養所内 藤一郎外

四百二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第六一〇八号 昭和四十四年六月六日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願

請願者 東京都台東区龍泉一、一六九 品

川清

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一〇九号 昭和四十四年六月六日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願(二通)

請願者 東京都墨田区立花二ノ八ノ三五

十嵐敏三外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一一〇号 昭和四十四年六月六日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区弘道一ノ二二ノ一八

田中きる子外十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一一一号 昭和四十四年六月六日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区新小岩一ノ一六ノ一

八 佐藤春雄外七名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一二一号 昭和四十四年六月七日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市染谷一、〇九六ノ二

黒沢弘一

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一四四号 昭和四十四年六月七日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願(六通)

請願者 東京都墨田区菊川一ノ八ノ五 佐

藤三郎外五名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

第六一五三三三号 昭和四十四年六月九日受理

日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的

改善に関する請願

請願者 東京都江東区大島六ノ一〇ノ一七

大川長平外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五五一八号と同じである。

請願者 東京都台東区竜泉一ノ一〇ノ二
入江寅吉

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六一八五号 昭和四十四年六月九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 埼玉県北足立郡新座町片山一八二
高久幸五郎外二名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六二七三三号 昭和四十四年六月十日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(三通)

請願者 東京都足立区足立二ノ四四ノ六
石垣信夫外二名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六二七四号 昭和四十四年六月十日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都足立区椿二ノ二三ノ一八
橋岡栄子

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六三三九六号 昭和四十四年六月十一日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ六四ノ一
内海綾

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六四一四四号 昭和四十四年六月十二日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願

請願者 東京都杉並区方南一ノ四九ノ九
大津与作

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六一一二二二号 昭和四十四年六月六日受理
出産費の国庫負担に関する請願

請願者 札幌市北三条西七丁目日本社会党
北海道本部内 松本榮子外五百七十九名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五三四〇号と同じである。

第六一八六号 昭和四十四年六月九日受理
理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願

請願者 鳥取県米子市上福原一、七五一県
立整肢学園理療室内社団法人全国病院理学療法協会山陰会内 美住 稔

紹介議員 宮崎 正雄君
理学療法士及び作業療法士法附則第四項の改正等により左記事項の実現を図りたい。

を与えること。

三、沖縄の受験希望者にも受験資格の特例を与えること。

四、附則第五項は従来どおりとし、省令においてさらにこの規定の精神を尊重し、実情に応じた改善を行なうこと。

理由

わが国の医学的リハビリテーションは、先進諸国に比して二十年もおくれていると言われており、その主体をなす理学療法士及び作業療法士の急速な充実が望まれる。現在、患者サービスの万全を期するためには、すくなくとも六千名の理学療法士が必要である。(資料添付)

第六四一二二二号 昭和四十四年六月十二日受理
理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一九ノ一岩手医
科大学理学療法室内全国病院理学療法協会岩手支部内 多田益三

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第六四九五号 昭和四十四年六月十二日受理
理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願

請願者 鳥取県米子市上福原一、七五一県
立整肢学園理療室内社団法人全国病院理学療法協会山陰会内 太田 亘

紹介議員 小林 国司君
この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第六二七〇号 昭和四十四年六月九日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡四ノ七
ノ三三三 三宅 巖

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第二十四号中正誤

ページ	段行	誤	正
一	三から五	援護法、	援護法
三	一	傷害	障害
四	一	三三	いうのは、
四	三	三	いうのは、
三	三	先生が	先生から

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局